

令和4年玉村町議会第1回定例会会議録第3号

令和4年3月8日（火曜日）

議事日程 第3号

令和4年3月8日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長兼 選挙管理委員会 書記長	萩原保宏君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者 兼会計課長	舩田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
--------	-----	----------------	-----

○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、4番新井賢次議員の発言を許します。

〔4番 新井賢次君登壇〕

◇4番（新井賢次君） おはようございます。議席番号4番新井賢次です。議長から許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問を行います。

朝テレビのスイッチを入れると、今日もウクライナの惨状が映し出されていまして。日本との時差が7時間ということで、今現地はまだ夜中だということでした。ちょっと暗くなったのですけれども、部屋に入って日めくりカレンダーを見ましたら、今日のページに、どうにもならない行き詰まりは幸運の開演を知らせる鐘の音であると、こう書いてありました。早くこういう鐘が吹いてくれればいいなど、こういうふうにした次第です。いつものように朝、食事の後コーヒーを飲むのですが、ちょっと庭に出てみたら、ちょうどジンチョウゲの香りがぷんと来て、もう春なんだなど、こう思いました。ウクライナにも早く春が来てくれればいいなど思った次第です。

そこで、もう一つ、今日改めて感じたことがあるのですが、今日の日、私一般質問ですが、考えてみると365日のうち4日しかないのです。1年に4回ということ。それで、今日がそのうちの1回と。なおかつ限られた1時間ということなのですが、この時間がすごく自分にとって大事なものだなど。今までこんなこと感じたことはなかったのですが、1年に4日しかないということで、自分で少し驚きました。そういう意味で、いつも以上に真剣に努めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って始めたいと思います。まず、令和4年度の施政方針についてです。そのうちの1つ目、デジタル化、オンライン化の推進等により、生産性、効率性を高めた手法へと改善を図るデジタルガバメントを推進するとの方針が示されています。積極的に進めるべきだと思いますが、忘れてならないことは情報弱者への配慮です。最優先課題は、スマートフォンを所有しているけれども、十分に使いこなせていない町民、特に高齢者層に町行政として一定レベルまでスマートフォンの使い方を習熟してもらうための親切丁寧な対策であると思います。多くの町民の利便性が増し、大きな波及効果が期待できます。誰ひとり取り残さない町政運営、そのために情報弱者がいない町を目指

してちゅうちょなく取り組むべきだと思います。いかがでしょうか。

2点目、健全な財政運営のため、歳入の確保に関して新たな増収対策についてあらゆる可能性を模索するとあります。持続可能な財政運営の一助として、町所有の公共施設に対してネーミングライツ、施設命名権を導入すべき、検討すべきであると思います。実はこの件は、昨年6月の定例会でも質問しました。その後、私のところには何人もの方から賛同の声をいただきました。コロナ禍の収束を見通すことが難しい今、以前にも増して県をはじめ多くの自治体が積極的に取組を始め、成果を上げています。玉村町も増収確保のための有効手段として、ぜひ再度真剣に検討してほしいと思います。金額の多い少ないではないと思います。まさにまず隗より始めよであると思います。どうでしょうか。

それでは、大きな項目の2点目、町情報を確実に伝えるための情報発信体制について伺います。まず1つ、「広報たまむら」のリニューアルについて、全員協議会において説明を受けました。その中で、多様な町民に届く仕組みにするため情報伝達手段を多様化し、情報を積極掲載するとあります。関連して具体的に幾つか伺います。まず、「広報たまむら」統合集約リニューアルについてです。検討の経緯、それからリニューアルの具体的内容、その中でメリットとして発行コスト削減とありますが、広告掲載による収益確保を検討したらどうか。既に前橋市、伊勢崎市、藤岡市、渋川市、大泉町等が実施しております。

次に、最上位に位置づけている町ホームページの作成手順及び運用管理について。発信強化として、ラジオ、テレビ、新聞、メルたま及び導入を検討するとしてツイッター、ライン、プッシュ型アプリ通信を挙げています。それぞれの現状認識と今後の進め方について伺います。

2点目、行政情報発信委託事業、ラヂオななみについてです。成果説明書によると、「広報たまむら」を補完し、地域に密着した情報をリアルタイムでお知らせし、情報発信機能を拡充するとしています。近年は、多様な情報伝達手段が発達しています。現状の認識と評価及び今後の進め方について伺います。

大きな項目の3点目、災害情報一斉伝達・収集システム、愛称たまボイスについてです。昨年7月のシステム導入後、現在までの運営状況について、登録者数は。発信実績は。緊急情報以外での運用はできないのか。使い勝手に制約があるのかということです。

それから、大きな項目の4点目、玉村町子ども議会についてです。昨年12月に開催された子ども議会は、主権者教育の一環としても非常に有意義であったと思います。子ども議員の誠実で真剣な取組が実に新鮮で、素晴らしいと思いました。各課長の答弁もいつも以上に的確で分かりやすく、私も羨ましく思いました。来年度以降もぜひ継続してほしいと思いますが、関連して幾つか伺います。

まず、子ども議員はどんな経緯で選出されてくるのか。

質問通告書の作成手順。

それから、平成27年度から実施している子ども会議の現状。町として総括をどうしているのか、今後の施策等にどう生かしていくのか。

最後に、玉村高校、県立女子大学の学生を対象にした議会みたいなものを検討できないだろうか。
以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えします。デジタル化、オンライン化の推進に関し、情報弱者への配慮として誰ひとり取り残さない町政運営の取組ですが、新井議員がご指摘のとおり、スマートフォンを所有しているが、十分に使いこなせていない町民の方が、特に高齢者には多くいるのではないかと推測されます。今後行政分野においても、デジタル化の推進により町からの情報や連絡などはスマートフォンを利用したものが増えていくものと思われれます。それらを多くの方に利用してもらうためには、スマートフォンの様々な機能のうち、まずは基本的な操作方法、例えば文字の入力、アプリの起動、QRコードの読み取りなどを覚えてもらう必要があります。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、生涯学習課では高齢者向けのスマホ教室を開催しており、町として今後も様々な場所や機会を捉えてスマートフォン等の使い方をサポートしていく必要があるかと考えております。まずは、町からの情報発信手段の1つであり、様々な情報をリアルタイムでお知らせできるメルたまを多くの方に利用していただきたいと考えております。既に区長さんには登録していただいておりますが、民生委員さんやその他の各種団体の方々にも働きかけ、アプリの登録や操作方法などを丁寧に対応し、利用者を広げていければと考えております。

続きまして、健全な財政運営のための新たな歳入の確保についてお答えいたします。コロナ禍による今後の社会経済への影響や少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少など、税収の落ち込みが懸念される状況の中、持続可能な財政運営を行っていくためには新たな増収対策について検討していくことが必要であると考えております。新井議員がご提案のネーミングライツにつきまして、群馬県や他の市町村において財源確保の1つの手段として導入しているところがあることは認識しております。ネーミングライツの効果としては、自治体として企業から宣伝効果による対価を得られること、また企業側として自治体への協力によって地域貢献企業としてのイメージアップの2つの要素が挙げられます。

一方、ネーミングライツでは、特定の企業名がつくことにより、慣れ親しんだ施設名が変わることの違和感や企業イメージが先行し、施設の所在地や施設の目的が分かりづらくなること、購入した企業側に不祥事が生じた場合、施設イメージが低下するなどの課題もあります。このような状況も踏まえ、公共施設の命名権付与につきましては慎重に対応したいと考えております。

なお、財源の確保及び経費削減の観点からは、ホームページにおけるバナー広告や町の封筒への広告を掲載したり、町のくらしのガイドブックについては、業者が冊子に広告を掲載して作成すること

で町の経費を削減するなどの取組を行っており、今後もこれらの手法の活用を検討してまいります。

次に、町情報を確実に伝えるための情報発信体制についてお答えいたします。初めに、「広報たまむら」統合集約リニューアルの検討経緯、具体的内容、広告掲載による収益確保について順次ご説明申し上げます。ここ数年、情報発信におけるデジタル化やSNSの利活用が急速に進み、また事務のペーパーレス化も進むなど、社会環境が大きく変化し、町民ニーズも変化してまいりました。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非接触での情報伝達も課題となっています。これらの変化や課題に対応した行政サービスを実施するため、町の情報発信の源になる「広報たまむら」の在り方について、令和2年の夏から事務レベルで先進自治体の取組状況を調査し、検討に着手しました。

その後、令和3年1月にエビデンスに基づく政策立案の手法であるEBPMの考え方にに基づき、町民500人を対象としたアンケートを実施いたしました。その際の町民アンケートの結果では、「広報たまむら」1日号は比較的町民に浸透していること。中旬発行のお知らせ版は、1日号と比較して読まれる頻度が低いこと。ページ数は適当であると考えられていること。今後の広報紙の発行頻度については、半数の意見で広報は月に1回の発行でよいと考えていること等が分かりました。

このアンケート結果を基に、玉村町文化センターで行われるイベントや講座、図書館などの情報を発信しているにしきの通信の担当課である生涯学習課と「広報たまむら」の担当課である企画課とで、広報紙リニューアル検討会議及び担当者打合せを複数回実施いたしました。検討会議では、近隣市町での広報紙発行状況や町広報紙全体での記事の重複に対する改善等を議論し、最終的にリニューアルの具体的内容を決定いたしました。その内容は、情報を集約化するため、令和4年度から毎月第1月曜日に発行している「広報たまむら」を増ページし、「広報たまむら」お知らせ版及びにしきの通信を統合することを基本方針とするもので、令和4年度の5月よりその方向で進めていく予定です。統合のメリットとして、経費の削減も挙げられますが、あくまでも主目的は情報を集約化、一元化することにより、町民がより簡単に情報を得やすくすることです。

また、広告掲載による収益確保についてですが、「広報たまむら」は町からの情報を紙ベースで町民へ伝えるための情報発信手段であり、限りある紙面の中でいかに町から伝えたいこと、町民が知りたいことを掲載するかという視点が大切だと考えております。今後リニューアルを進めていく中で、他市町村での収益がどの程度なのかについて調査していきたいと考えております。

続きまして、町ホームページの作成手順及び運用管理についてお答えいたします。現在町ホームページは、コンテンツ・マネジメント・システム、通称CMSと呼ばれる文字や画像のデータに加え、それらを配置する画面構成の情報を統一的な外観に仕上がるよう、ページの作成、編集が容易にできる仕組みを採用しています。緊急時など有事の対応を除けば、基本的には各担当がCMS上で掲載記事の原案を作成し、その課の課長がCMS上で承認ボタンを押すことで、実際に町ホームページへ記事が掲載されるという作成手順となります。記事の運用管理につきましては、CMSの基本機能として、ある程度の誤字脱字の有無をチェックできることに加え、掲載前に課長の承認、チェックが入り、

掲載されることとなります。

続いて、発信強化及び導入検討、現状認識と今後の進め方についてのご質問にお答えします。昨年12月10日の議会全員協議会において、広報紙の統廃合を含めた今後の町の情報発信体制の考え方についてご説明しました。この中で、現状で町が直接情報発信できる方法として、広報紙の発行、町ホームページへの掲載、メルたまによるメール配信、ラヂオななみでの行政情報委託放送、群馬テレビデータ放送、役場ロビーに設置されているデジタルサイネージでの映像表示などに加え、一部試行的に行っている町公式ユーチューブチャンネルでの動画コンテンツ配信やツイッターによる情報投稿などがあると認識しています。今後の発信強化につきましては、ユーチューブやツイッターなどのSNSを、さらに活用を広げていきたいと思っております。また、間接的な情報発信として、ラヂオ、テレビ、新聞、雑誌など各情報メディアへプレスリリースを行い、それぞれの記事として取り上げてもらうパブリシティという手法にも力を入れてまいりたいと考えています。

これらの方法については、現状で行っていることの延長線上にあると思っておりますので、随時取組を進めたいと思っております。また、将来構想としてラインやプッシュ型アプリの導入も挙げさせていただきましたが、まずは現状取り組めることを深化し、不足や課題が見えてきた段階でさらなる情報発信手段を構築したいと考えております。

次に、行政情報発信委託事業についてのご質問にお答えします。まず、今年度は8月1日の玉村町民の日に併せて、アンケートにご回答いただいた方の中から抽せんでふるさと納税返礼品のプレゼント企画を実施し、そのアンケートの中でふだん玉村町の行政情報を得ている方法を問う設問を設けました。その回答として、ラヂオななみを挙げた方の割合は全体の3%でございました。回答者の無作為抽出アンケートではありませんが、ある程度の視聴傾向がうかがえたと考えております。新井議員の言われるとおり、近年は多様な情報伝達手段が発達しております。この多様な伝達手段を有効に活用することが重要であり、ラヂオななみも一手段と考えております。先ほどのご質問にありました情報発信体制の強化の中で、利用者、利用頻度、緊急時の対応など、総合的に検討してまいります。

次に、災害情報一斉伝達・収集システムについてお答えいたします。昨年7月のシステム導入以降、現在までの運営状況につきまして、まず登録者数ですが、2月現在で一般住民の登録は290件となっております。なお、それとは別に区長26名と民生児童委員61名、玉村町議会議員の皆様にも登録していただいております。発信実績につきましては、昨年7月に台風8号が関東地方へ接近した際に注意喚起を促す情報を発信いたしました。また、同じく7月に予定しておりました防災さんぽが中止となった際は、区長宛てにその旨を発信いたしました。その他の活用といたしましては、10月に玉村町消防団の南分団詰所建設について住民説明会を行うに当たり、開催の可否について宇貫、八幡原、角淵、上之手区長にお知らせいたしました。緊急情報以外の運用や制約につきましては、現在のところ防災情報の発信を中心に運用しておりますが、防災以外の情報発信につきましては、今後各課と協議、研究していきたいと思っております。

次に、玉村町子ども議会について、子ども議員の選出の経緯、質問通告書の作成手順及び子ども議会の現状についてのご質問は教育長が答弁しますので、私からは町としての総括、今後の施策等はどう生かしていくのかについてお答えします。子ども議会で生徒から出された質問につきましては、実際に業務を所管する課が答弁書を作成し、回答しておりますので、課長をはじめ担当職員が内容を把握しております。子ども議会における質問は、生徒たちが日頃感じている素直な意見や提案でありますので、そのアイデア等は業務を遂行する上で反映していきたいと考えております。

次に、玉村高校、県立女子大学の学生を対象にした議会の検討についてお答えいたします。現在町で行っている子ども議会は、玉村町教育委員会が児童の学習活動の一環として実施しているものになります。高校生議会についても、高校のカリキュラムとして実施要望があれば実現可能であると考えますが、大学生につきましては既に有権者であり、一部の有権者だけを対象に特別な議会を行うことについて、慎重に検討する必要があるかと考えております。

なお、このような子ども議会形式でなくても、高校生や大学生における町政への参画は様々な形で可能であると考えております。既に玉村町におきましても、県立女子大学との包括協定に基づき、様々な協働事業を行っております。その中には、学生が玉村町の活性化プランを考案する事業もあり、優秀なプランについては町から表彰し、今後の施策に生かしております。

また、他の自治体の事例では、議会が開かれた議会を実現するため、議会改革の一環として高校生や大学生を対象としたワークショップ等を実施している事例もございます。高校生や大学生といった若い世代の行政への参画については、SNS等をはじめいろいろなアプローチがあると思いますので、様々な分野で多面的に進めていきたいと考えております。特に県立女子大学につきましては、大学という貴重な資源を生かすため、今後も大学と地域と一緒に地域の課題解決や地域づくりに取り組む域学連携を推し進め、若い世代の意見を行政に反映してまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 玉村町子ども議会についてお答えします。

今年度子ども議会は、令和3年12月24日金曜日に実施しました。議員の皆様にも御覧いただいたとおりではございますが、子供たちが玉村町の課題は何か、玉村町がさらによくなるためには何が必要か等を真剣に考え、この議場で質問、提案したこと、さらには関係各課長から真摯に回答していただいたことは、子供たちにとっても、町にとっても大変意義ある子ども議会であったと思っております。

まず、子ども議員はどのような経緯で選出されたのかについてお答えいたします。令和3年9月3日に町内各小中学校の特別活動を担当する教員で会議を行いました。そこで、子ども議会の目的や日程、開催方法を確認し、各学校から子ども議員2名の選出をお願いしました。子ども議員は、立候補や推薦、生徒会長や代表委員など、選出方法は各学校の主体的な判断としました。

次に、質問通告書作成手順についてお答えいたします。令和3年9月28日に実施した子ども議会の事前研修の中で、「住民の夢を叶えるために、よりよい玉村町を目指して」をスローガンに質問通告書の作成を依頼しました。その際、事務局から8つの分野、産業、環境、幼児児童に関する福祉、高齢者や障害者に関する福祉、教育文化、安心安全、都市計画、その他まちづくりなどを提示しました。通告書の作成に当たっては、子ども議員個人の意見にならないよう、学校やクラスで意見を吸い上げ、みんなで考えたものにする。玉村町の現状のみを質問するのではなく、提案型の質問にするという助言をしました。

各学校では、生徒会や児童会が中心となって集会や校内放送で呼びかけて要望や意見を募集したり、各クラスで考えた内容を集約したりして全校で考える機会をつくり、子供たちが自分事として考えられるような工夫をしていました。このような過程を通して、自分たちはこんな取組ができるのではないか、町としてこのような取組をしてもらえないだろうかといった提案につながったと考えております。

続いて、平成27年度から実施している子ども会議の現状についてです。今年度は、8月4日水曜日に各小中学校からの代表者16名がふるハートホールに集まり実施いたしました。今回は、みんなで考えようをテーマに、いじめについて考えました。校内での身近なトラブルを例に挙げ、中学生がリーダーとなり、グループごとに活発に意見を交わし、解決策を出し合いました。最後に、学校で同じことが起こっていたらどう行動するかについて考えました。具体例として、いじめをしている人を注意するなど、今自分にできることを考える。相手はどう思うのか、気持ちを考えることが大切。まずは、先生の力なしで解決しようとする。それでもうまくいかなかったり、再発するようなことがあったりするときには先生に相談する。学んだことを思い出して、いじめがなくなる学校にする。気づき、考え、行動するという言葉を知ったので、学校でも積極的に行動していきたいなど、子供たちが話し合いを通して行動に移そうと決意した意見がたくさん出されました。

子ども議会も子ども会議も、子供たち自身の身近にある課題について気づき、自分事として捉え、意見を持ち、議論や判断をして行動するといった主権者教育の目的に沿った取組であり、子供たちが積極的に社会に参画しようとする意識を高めるために意義ある活動であると考えます。今後も子ども議会、子ども会議の取組を通じた主権者教育の充実とともに、玉村町の子供たちの自立する力と共生する力の育成を図ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。では、順を追って自席から2回目以降の質問をいたします。

まず最初に、スマートフォンの使い方を習熟してもらおうためにということで質問しました。デジタル技術を使いこなせる人とそうでない人との格差がすごく大きいということが国のほうでも重要な政

策課題になっておりまして、昨年の5月、総務省からデジタル活用支援推進事業ということが公表されているかと思いますが、このことについて把握できていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） ホームページ等で確認しております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） その中身を検討していただいて、何か動いたことはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） こちらの内容は、国が執行団体、今ですと一般財団法人日本データ通信協会というところが取りまとめて行う事業でありますので、町としてはこれについては参加しておりません。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） この中身を見ますと、類型AとBということでいろいろ手法があるようですが、類型Bの中では国庫補助によるデジタル活用支援事業として、スマートフォンの基本的な利用方法やスマートフォンによる行政手続に関する講座を実施するというので、シルバー人材センター等が地方公共団体と連携して、公民館等で実施するということです。この情報があった時点で、いろいろ考える策があったのではないかと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） こちらの事業は、基本が携帯電話会社の店の中のスマホ教室等を利用して行うものがメインでありまして、町の公民館等と連携するのは、そういったスマホショップがないような過疎地的な場所で行うものを対象としておりましたので、こちらについては町としては対応はしておりません。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 確かに類型Aはそうだと思うのですが、類型Bは少なくとも玉村町でも使おうと思えばできたのだらうなと思います。

スマートフォンを使えないことによる格差は、伝達情報量の大小だけではないと思います。例えば今回コロナの経済対策として町で行ったauペイあるいはペイペイを利用して25%の還元事業をやりました。それもスマホを使えない人はその利用もできなかったということで、情報だけでなく、

スマホが使えるか使えないかは、特に高齢者にとって非常に大きな影響があると思いますので、もう一度さらに進めていただきたいと思います。例えば富岡市は、今年度の新規事業でスマートフォン教室事業ということで345万円を計上しています。この中にコロナ関連事業だと、こう記載しておりました。ですから、今回の緊急的な地方創生に絡んでこの事業をしているのかもしれませんが。それから、昨日の新聞ですと、甘楽町がデジタル化を担う協力隊員募集ということで、地域のデジタル化に携わる地域おこし協力隊の一人を募集していると、高齢者を対象にしたスマートフォンの講師や会員制交流サイトへの情報発信などで活躍してもらおう。デジタル化する行政手続を町民に普及する役割にも期待しているという記載もありました。この地域おこし協力隊員の募集の件については、町として考える1つの方法としてあると思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） デジタル化について、地域おこし協力隊を利用したらどうかということですが、今現在まだ町においては地域おこし協力隊でどんなことをするかというのは決まっておられませんので、これも1つの検討材料にしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 後で出てくる情報発信について、一番肝腎なことは、私はスマホを皆さんが使ってもらえることだと思いますので、ぜひ真剣に考えていただきたいと思います。

では、次のネーミングライツ導入について伺います。現在県内における自治体の導入動向をどういうふうに把握していますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 県内ですと、県を含めて11の団体が利用しているというような状況を把握しております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 私が昨年6月に質問したときとは違って、私今ここにあるのは12月29日の情報なのですが、県と10市町、70施設でやっているというのが12月29日の新聞です。来年度導入する方針を打ち出しているのが伊勢崎市と大泉町だということで、大泉町のほうは来年度導入に向け、図書館など5件、6施設を対象に今月17日まで命名権の買手を公募した。収入は、年額900万円ほどを見込んでいます。新型コロナの税収への影響を念頭に、歳入増を目指し積極的に導入を検討したいとしています。

それから、県も来年1月から、今年1月ですね、群馬の森など4施設と歩道橋4か所で新たな契約

が始まるというような記載がありまして、前回質問したときに比べてなお一層導入を検討している、始めている自治体が増えています。この辺について、先ほど町長答弁ございましたが、先ほど答弁していただいたできない理由というか、取り組めない理由は、私が昨年6月に質問した内容と全く同じです。そういう心配、懸念されていることについて、例えば大泉町がネーミングライツ導入に向けて公募しているときに、募集要項の中で懸念されている内容は既にみんな記載してあります。例えば町の広告等審査委員会等を設置して、そこで懸念される事項を全部チェックしているのです。例えば応募が1者だけの場合であっても、それにふさわしいかどうかを審査しています。ですから、懸念事項はそこで検討することで解消できるのではないかと思います。

県の群馬の森があります。皆さんも行かれたことがあると思いますが、私も1か月ほど前に行って、看板が出ているのです。その名前がアイ・ディー・エー群馬の森というふうに書いてありました。私は、アイ・ディー・エーとは何だかちょっとよく分からないのですが、ちょっと見ると前橋市にあるのでしょうか、建設関係のコンサルタントみたいな会社で、県とも関係ある会社に思えたのですが、これ副町長、どんな会社だか、あれですか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 高崎市に多分本社があって、建設コンサルタントを結構積極的に展開している会社です。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それが、群馬の森の入り口の看板のところに小さいというか、あまり目立たない字でアイ・ディー・エーと書いてあるだけなのです。私、これが違和感は全然ないと思います。ぜひほかの自治体に追随するわけではありませんが、それこそ金額の大小ではなくて、税込確保の1つとしてぜひ継続して検討していただければと思います。

続きまして、「広報たまむら」の統合リニューアルについてです。統合することにした理由については、先ほど話を伺って、大体理解できました。その中で、広告掲載による収益確保についてお聞きしたのですが、ほかの市町村についてもやっていると、それについての金額がどのくらいだか、これから調べるといってお話でしたけれども、私当然もうそんなこと調べていないといけないと思うのです。それで、例えば前橋市の広報を見ても、藤岡市の広報を見ても、確かにある一定のスペースは割いているのですが、読んでいて全然抵抗ありません。群馬県の広報紙も、「ぐんま広報」も最後のページの半分ぐらい広告になっているのですが、それについて読み手として抵抗を感じることはまずないのではないかと私は思います。これもぜひ今回広報をリニューアルする中で再度検討していただきたいなと思います。

それから、先ほどアンケートを取った結果の話が出ましたけれども、広報を見る頻度は、1日号も、それからお知らせ版も含めて、約8割ぐらいの人が見ているのです。毎回一通りだとか、毎回かいつまんでということで、約8割が見ていると。私としては結構多い数字だなと実は思いました。最近広報も表紙だとか特集記事、写真等を見て、僕前よりずっと見応えがある内容になったなど、こう思っていますので、そういう影響も出ているのだらうなと思います。要するに1つにするメリットとして金額のことを挙げています、発行コストの削減ということで。これ1日号、お知らせ版、にしきの通信、おのおの幾らかかっていたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 1日号と15日号は一緒に850万円です。にしきの通信については169万円となっております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 加えて先ほどの広告収入による検討をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、ホームページについてです。先ほどCMS、コンテンツ・マネジメント・システムということ町が採用してから、確かにホームページも見やすくなっているなどは感じています。複数の担当、要するに更新担当者、要するにIDを割り振っていると、こういうお話だったと思いますが、現在何人ぐらいがこのIDを割り振って作業ができるようになっているのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 各課で対応できるようになっております。ですので、各課で割当てがありまして、そちらで全ての者が対応できるようになっております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） CMS操作説明会というのを開いているというようなことがあったかと思いますが、こういう会議は何回かやっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 最近は行っておりません。できたときに行いまして、それ以降はできる者が随時教えているような形となっております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） CMSのメリットとして、更新作業の内製化によるコスト削減、スピーディ

一な情報発信、それからサイトの情報頻度を高める、効率的に更新管理ができる、統一性のあるウェブサイトを運営できる、比較的容易にデザインリニューアルができるというようなことがあるかと思えます。ぜひホームページが町の情報発信として最上位に位置づけられているということもありますから、ぜひCMSを最大限生かして、さらにいいものにしていただければと思います。

では、続きまして、時間もないので、ちょっと飛ばします。行政情報発信委託事業、ラヂオななみについて伺います。まず、伺いますが、町長をはじめ今町の執行の皆さん、ラヂオななみ、日常的に聞かれていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 私は随時聞いております。頻度はそれほど高くありません。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 私は毎日通勤途上で聞いております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） では、1週間に1回ぐらいは聞いているという方はいらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 1週間に1度ぐらいは。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 平成30年の12月の定例会でやはり私このことについて1度質問しています。そのときには、業務委託内容、費用対効果の検証、可聴範囲、電波状態ですね、それからリスナーの数の把握等について聞きました。そのときは、玉村町の子育て支援事業に関する調査ということで視聴率について調査したという説明がありました。聞いたことがある人が33.2%、ほぼ毎日が1%、週に何度かが1%、月に何度かが2.2%、年に何度かが28.5%ということで、全部トータルして考えてみると、ほとんどの人が聞いていないということだろうと思います。そのときに町からの回答は、ほかの地域のコミュニティー放送や自治体の委託状況を調査したい。今後増加が予想される外国人向け行政情報の発信に活用する。総務省の認可を得て、可聴範囲を拡大する。県立女子大学との連携した新しい番組を検討していると、こういうことでした。この辺については、今現状どんな感じでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 委託料につきましては、近隣の行っている委託料については調査を行いました。県立女子大学との連携につきましては、ラヂオななみと協議はしましたけれども、ラヂオななみ側のほうがあまり行動しておりませんので、進んでおりません。外国人の方の情報については、今できておりません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 私は、全く変わっていないと思うのです。ラヂオななみについて一番問題なのは、先ほどから分かるように、要するに聞いている人がいないと、こういうことなのだろうと思います。例えば今回アンケートで約3%の人が情報をななみから得たという説明がありました。これだけななみについて、毎年当初予算確保の時点でいつも話題になってきたかと思います。そういう状況の中で、なぜ直接ななみの視聴率について調査しないのでしょうか。それが一番肝腎なことだと思うのですが、いかがですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） ラヂオななみの目的としまして情報発信もあります。それと、平成30年度のときに災害の情報の伝達のための目的としても行っております。災害協定を結び、災害時にはその放送をするということで、情報の発信の1つの手段として確保するというような目的もあります。聞いていないことの調査につきましてはやっておりますが、今回もほかのアンケートの際に調査を行っておりますので、それらで対応できればなというところであります。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 例えばアンケートということであると、今回「広報たまむら」について町民の皆さん、先ほど500件のアンケートをされたわけです。例えばそのときでもその中の項目の1つとしてラヂオななみについて触れてみたらどうだったのだろうなど、こういうふうに思っています。いずれにしても、私は本当に聞いている人が少ないのだろうなというのが実態だと思います。

それで、この事業に、今年も450万円ぐらい予算をつけていると、できてから16年経過して、もう既に8,000万円、ラヂオななみ事業として出費がされているのだろうと思います。どういう形で継続していくのか。私は、ほとんど町の方がラヂオななみを聞いていないという状況の中で、そこに450万円かかっているのだということを町民はほとんど知らないかと思います。ちょっとこの辺踏まえて、僕はこの件についてはもっと真剣に議論してみる必要があるかなと、こう思います。先ほどの災害情報の発信といっても、今はメルたまがあるし、例えばななみでもアナウンサーがいるわけではなくて、例えば何か放送してくださいよといっても町から伝えて、それをまたななみのアナウ

ンサーが言うのだと思いますけれども、そんなのよりメルたままで出せば済むことだと思いますし、今はスマホ、あるいはそれだけ町民に緊急で連絡しなくてはいけないようなことはテレビやラジオで必ず放送される、そういう内容だと思います。そういう意味でいうと、災害情報発信の委託事業として本当にななみが必要なのだろうかということに改めて思います。ぜひ今後どうするのかについて検討していただきたいと思います。

それから、災害情報一斉伝達・収集システムたまボイスについてです。これは、登録者数が先ほど290件とありました。この中で固定電話、携帯電話、スマホ等みんなオーケーということなのですが、固定電話の方は何件いるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

固定電話につきましては104件ございます。そして、ちなみに携帯電話、スマホについては190件程度という内訳になっております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） これ昨日松本議員からも質問がありましたけれども、とにかくたまボイスへの登録者数を増やそうということで、これから当然努力されるということでした。

私は、このたまボイスと、携帯だとかスマホだとかの一番の違いは、登録者から回答された内容を自動集約し、状況を把握することができるということが、たまボイスの運用イメージの中に書いてあります。これは、町が発令した情報災害などを利用者が受け取ったかどうかを確認できるということで、メルただけにしかない機能であると思います。そういう意味で、このたまボイスの存在価値というか、利用価値が十分あるかと思しますので、ぜひこれについても積極的に会員を増やす、登録者を増やす方法について考えていただければと思います。この方法については、今までと違った何らかの新しい方法で考えることはできますか。簡単をお願いします。一言で。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今現在は民生委員さんをお願いをして、訪問に行っているときにチラシと登録用紙を配っていただいているという、そういうマンパワーを使った形でございますけれども、今後は災害時の要配慮者、要支援者名簿を作成するときに、こちらのたまボイスのチラシ、登録用紙を同封させていただくなどで、そういった必要と思われる方を絞り込んで登録のほうをまずはお願いしていきたいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） たまボイスについては、先ほど答弁もありましたけれども、緊急情報発信以外でも使えると、システム上使ってはいけないという制約はないようですから、ほかの課の皆さんも、固定電話の人には少なくとも通じるということで、スマホを持っていない方にも情報提供する1つの手段としてぜひ積極的に進めていただければと思います。

最後に、子ども議会について伺います。まず、今回やってみて、私一番最初に感じたのは、子ども議員の中に女性が多いということです。これ今地方の議会等でも女性が少ないということで、地域からジェンダー平等をしようということでいうと、正直言ってすごいなと思いました。それも立候補したり、あるいは推薦されたりということの中で、少なくとももう先に子供たちは女性活躍社会が実践できているのだなと思って感心しました。

それから、質問のテーマを決めるのも子ども議員1人ではなくて、クラスメートや、あるいは家族も含めて考えてやったということで、議員だけではなくていろんな方を巻き込んでこういうことができたということに非常に価値があるのだなと思いました。ぜひ続けていただければと思います。

それから、高校生、それから県立女子大学生ということで入れたのですが、最近玉村高校が創立50周年ということで、町としても記念事業に補助金を出すことになっているかと思います。ぜひ玉村高校に声をかけていただいて、インターンシップ制度ですか、そんなことの1つとしてぜひ議会の傍聴にでも来ていただくように声かけてみたらどうかと思います。これについて町長、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 玉村高校創立100周年だと思います。そういう意味で、公立の高校が玉村町にあるということの意味を確認する意味で、そして学生たちと町が地域社会でつながっているという意味において、いろんな様々な検討をしていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） もろもろお話ししました。スマホの件とラヂオななみの件、ぜひ再度検討していただければと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時15分に再開します。

午前10時休憩

午前10時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、5番小林一幸議員の発言を許します。

〔5番 小林一幸君登壇〕

◇5番（小林一幸君） 議席番号5番小林一幸です。先ほど新井議員もおっしゃっていましたが、本当にテレビをつけるとウクライナの情勢が大変なことになっており、本当に見ているのも悲しくなってくる状況でございます。

毎年3月のこの議会に、私いつもお話ししているのですけれども、11年前、3月の11日14時46分、東日本大震災が発災しまして、もうそこから11年という経過になっています。ただ、11年たっても、まだ現地は復興途中というような状況です。目に見えたところ、ハード面というのは結構復興されていますけれども、人的なところ、まだ避難されている方もいるというところと、あと実際に支援活動を行っている団体がもう11年たつとどんどん撤退をしましてということで、私の仲間、ソーシャルワーカーの仲間がまだ災害対策本部というのを立ち上げていまして、そちらでやっている活動、1年前にいろいろ確認をさせていただきました。徐々にやはり地元の方にしっかりと引き継がなければいけないというところで引き継ごうと思っているけれども、なかなかそこまではないということで、ここから少し長いスパンで見えていかなくてはいけないというような状況を聞かせていただきました。もう11年たっていますから、皆さんの頭の中では忘れ去ってしまっているかもしれませんが、現地はまだまだそういう状況ではないというのを皆さんにぜひこの時期、ご理解をいただきたいというふうに思って、お話をさせていただきました。

あとコロナウイルスの感染についても、本当に猛威を振るっておりまして、デルタ株、オミクロン株という新しい株が出てきたりというような形で、本当にまだ落ち着かないような状況になっています。こういった状況の中でも、医療従事者、福祉従事者、そして飲食店の皆様が本当に懸命に日々頑張っておられるというところに本当に敬意と感謝を申し上げたいと思います。本当に頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まず、1番目です。令和4年度の施政方針についてお伺いいたします。2点です。重点目標3、元気に年を重ねられる町をつくるというところでございます。地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を創設し、先進的な取組を行っていくという方針があります。この先進的な取組というのは、具体的な取組内容はこういった内容を取り組んでいくのかということをお伺いいたします。

2番目です。重点目標5、たまむらの良さを次世代につなぐというところですか。玉村町魅力発信機構について体制強化していくということで、機構としての役割の重要性というのは本当に理解をさせていただきますけれども、観光行政等の役割というのが全く見えてきません。行政と民間というのは両輪

として、こちらも同時に推進、進めていかななくてはならないということの必要性を感じておりますが、行政の役割についてお伺いをいたします。

2番目です。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町の対応について。私もずっと聞かせていただいていますけれども、新型コロナウイルス感染症がオミクロン株の脅威により、全国でも感染者数が増え、第6波の状況が続いています。群馬県でもまん延防止重点措置地域として、現在でも感染者が減少していません。そして、延長になり、3月21日までこの重点措置が続くというような形になっております。玉村町でも感染者数が増え、集団感染等も発生している事業所もあるというような状況があります。現在の状況で、町として感染防止に向けた取組についてお伺いをいたします。

1番目です。新型コロナウイルス感染防止対策に向け、今現在町として取り組んでいること、どのようなことを行っているのか、お伺いをいたします。

2番目です。コロナワクチン3回目接種について、進捗状況及びいつまでに接種完了となるのか、お伺いをいたします。

3番目です。LGBTQ+の方への町の対応、体制整備についてお伺いをいたします。全国の自治体では、性的少数者、LGBTQ+に対して差別を解消していくために、全ての人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会実現を目指し、同性パートナーシップ制度が制定されているとともに、臆測や推測、人による差別、ハラスメントに対しても問題提起がされています。私も2度ほど一般質問を通して対応について質問してきたところでございますが、再度今の状況、町の取組についてお伺いをいたします。

1番です。町としてLGBTQ+の方への町の考え方、そして取組についてお伺いをいたします。

2番目です。群馬県をはじめ、県内の自治体でも同性パートナーシップ制度について取組がなされていますが、玉村町ではなぜ取組が進まないのか、お伺いをいたします。

3番、総合相談窓口の設置に向け、まずはスタッフの教育を行うというお話がありましたけれども、私としては進んでいないのではないかとこのように思います。どのように進んでいないことについて思っているのか、考えているのか、お伺いをいたします。

最後、4番目です。玉村町の防災に対する取組についてお伺いをいたします。地震や水害など、自然災害というのを考えていく中で、今はやっている新型コロナウイルス感染症、それについてもこれも自然災害と言えるのではないかとこのように私の中では思っています。そこで、町の防災についての認識及び取組についてお伺いをいたします。

1番です。玉村町防災計画及び水防計画についての見直しについては、台風19号の水害を受け、見直しはされたのか。また、感染予防、今回のような感染対策というものもありますけれども、感染予防などを含めた改善を進めなければならない項目の協議というのはしっかり行われているのか、お伺いをいたします。

2番目です。要配慮者利用施設における避難確保計画の促進について、各施設の策定率及び策定率

向上に向けた支援体制ができているのか。要配慮者利用施設というのは、高齢者施設、障害者施設、教育施設、学校、幼稚園、児童施設、保育所などの施設ごとにお伺いをいたします。

3番、玉村町在住の防災士の方、たくさんいらっしゃいますけれども、防災士の方及び防災士の方だけではなくて、住民の方から立ち上げた玉村町防災を考える会との連携、協議について行われているのか、その辺についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えいたします。このたび国が示した新しい福祉の包括支援の取組として、重層的支援体制整備事業が始まります。令和4年度、県内では4つの市町村が先駆けまして、取組がスタートいたしました。その1つが玉村町になります。本事業は、介護、障害、就労、あるいは子育てなど、複数の問題を抱える地域住民の課題を包括的に受け止めて、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援するため、重層的な支援体制の構築を進めるものです。高齢者の地域包括支援センターや障害者の基幹相談支援センターなど、既存の事業も多く含まれますが、議員からご質問の属性を問わない相談支援は、役場が行うなんでも福祉相談がそれに当たります。社会福祉士を配置し、生活困窮者の自立相談支援も行います。群馬司法書士会との連携も継続してまいります。

参加者支援では、主に引きこもり状態に当たる方への対応を計画しております。何もしてない場所づくりやひきこもり家族会の設置などを行っていきます。地域づくりに向けた支援では、主に共助の基盤づくりに関わるものとして、ボランティアさんが生活困窮者への支援をした際の消耗品費の補助などを計画しております。フードバンクたまむらで行うフードドライブ活動なども含めまして、町民とともに支援の輪を広める活動を進めてまいります。

続きまして、観光行政の役割についてお答えします。初めに、玉村町における観光についてご説明します。玉村町は、ご存じのように観光地ではございませんが、本町の知名度を町にある名所、旧跡、景観、あるいは農産品、銘菓、特産品などをご紹介して向上させることが、玉村町の観光と考えています。そして、本年度に設立しました玉村町魅力発信機構は、本町の知名度を向上させ、交流人口、関係人口や町産品の売上げの増加を目的として、住民や企業と協働で事業を推進するための拠点として発足されました。本機構は、本町においての観光面を行政に代わって担うための団体ではなく、民間企業や住民との連携、柔軟な事業展開など、機構ならではの特徴を生かし、先ほどの目的を達成するための事業を実施します。また、機構と行政が役割分担を明確にした上で体制を構築し、双方が連携することで町全体として効果的に町独自の観光事業を展開できると考えております。

また、行政の役割につきましても、観光に関わるなりわいを行う民間事業者の支援と環境整備であると考えております。そして、観光行政を進めることで、交流人口、関係人口や町関係産品の販売高

を増やすことが、地域経済の活性化につながるものと考えております。日本全体で少子高齢化と人口減少が進む状況で、玉村町の交流人口、関係人口を増加させるためには、まず玉村町のことを知ってもらう必要があります。しかしながら、当町は温泉地や観光名所といった観光地ではありませんので、知っていただくきっかけづくりに有効である事業として、今まで花火大会、ふるさとまつり、低速電動バスなどを実施してまいりました。花火大会等のために町外から玉村町にお越しいただき、町の魅力を知ってもらうことや、道の駅玉村宿に立ち寄った際に電動バスに乗車していただき、麦秋の郷の風景などを堪能していただくことが、交流人口、関係人口の増加につながってきているものと考えております。

コロナ禍により、この2年間はそういった事業を思うように実施できない状況が続きましたが、ふるさと納税でお肉やイチゴなどの返礼品が大変好評で、玉村町の知名度を上げる効果が高かったと思います。今後新型コロナウイルスの感染が落ち着いた際には、知っていただくきっかけづくりの事業を積極的に実施していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町の対応についてお答えいたします。まず、感染防止対策に向けた取組についてですが、現在全国では多数の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が報告され、群馬県もまん延防止等重点措置の適用が延長されるなど、感染力の強いオミクロン株が猛威を振るっており、予断を許さない状況が続いております。当町でも、1月下旬から感染者数の増加が見られ、新規感染者が連日にわたり報告されております。現在は、感染者の増加により県の病床使用率も高くなっているため、無症状で重症化リスクが少なく、かつ家庭内感染のおそれがない人、また宿泊療養が難しい子供や世帯全員が感染したケースを対象に、自宅療養を行っているケースが増加しております。

この自宅療養者には、県が設置した健康観察センターによる健康状態の確認や、血中酸素濃度を測る機器の貸出し、必要に応じて生活物資を配送するなどの支援があります。当町も自宅療養者の増加に伴い、同居の濃厚接触者に対して必要時に食料やマスク、手指消毒の提供、生活相談、安否確認等、県と連携しながら実施しており、少しでも安心した生活が送れるよう支援を行っております。

保育所、学校等の子供に係る施設においては、感染者が発生した際に感染リスクのおそれがある接触者等に対して拡大PCR検査を実施しており、感染拡大防止の対策を図っております。また、以前からお伝えしているとおり、情報発信では基本的な手洗い、マスクの着用、人との距離を空けるなど3つの密の回避等、感染予防の注意喚起を町ホームページや広報、メルたま、タウン情報紙、役場ロビーでのデジタルサイネージなどで随時周知を図っております。さらに、今後の感染状況に応じて数々の感染対策の物品を備蓄すると同時に、医療機関や介護事業所等へ物品の提供や必要な対策を講じております。

ほかにも玉村町新型コロナウイルス対策会議を設け、現在までに32回開催し、状況に即した町の対策、対応を随時検討しております。また、現在開始されているコロナワクチンの追加接種、3回目

接種、これを推進するとともに、国や県、医師会等と連携しながら情報発信を行い、町民の皆様が安心して生活できるように、引き続き対策を講じてまいりたいと思います。

次に、コロナワクチン3回目接種の進捗状況についてですが、宇津木議員でのご質問でも申し上げたとおり、3回目接種の通知発送については、現在昨年8月に2回目接種が終了し、6か月経過した方に対して、接種券一体型の予診票と予約ガイド等を2月に送付しております。今後も順次接種券の発送を行ってまいりますので、接種券がお手元に届きましたら、医療機関や町の集団接種会場、県の大規模接種会場等に予約し、早期の接種をご検討いただくように推進してまいります。

さらに、3月から5歳から11歳の子供のワクチン接種が実施されるに当たり、2月下旬に接種券等の発送をしており、3月1日に医療機関での接種予約が開始され、3月8日を目途に接種開始という予定で進めております。なお、接種に伴った副反応や効果、安全性などに関する情報については、厚生労働省からのお知らせを接種券に同封しております。また、今回のワクチン接種の実施期間は、国の方針により令和4年9月30日までと示されておりますので、対象年齢の接種希望の全ての方が早期に接種できるように医療機関とも調整を行い、接種の推進を行ってまいります。

次に、LGBTQ+の方への町の対応、体制整備についてお答えいたします。まず、LGBTQ+の方への町の考え方でございますが、LGBT等性的マイノリティーの方々は、決して特別な存在ではなく、心と体の性が一致しない人、また誰を好きになるかなど、性の在り方には多様性があり、そういった人々の個性や人格を尊重し、支え合い、相互に認め合える社会をつくっていくことが必要であると考えております。しかし、社会にはまだまだそういった方への偏見や認識の希薄さがあり、周囲の人には気づかないところで誰にも話せず、苦しんでいる方が多くいらっしゃるのだと思います。町としては、そういった当事者の生きづらさを解消し、誰もが自分らしく暮らせる共生社会の実現に取り組んでまいります。

次に、町を取組についてですが、町民向けには町広報紙「人権コラム」への掲載、また職員、教員、人権関係者向けには、今年度内閣府が発行した副教材「みんなで目指すSDGs×ジェンダー平等」の配布や、国、県が主催するジェンダーの平等に関するオンライン研修会への積極的な参加をお願いするなど、性的マイノリティーの方への理解、啓発の推進を図っているところでございます。また、群馬県の同性パートナーシップ宣誓制度導入に合わせ、本制度を利用しパートナー宣言された方へ、町営住宅への入居申請が可能となるよう関係課との調整を行い、県へ申請を行いました。

続きまして、町での取組が進んでいないのご指摘でございますが、ご指摘のとおり、町独自の取組については進んでいないのが現状でございます。町組織内での取組方や相談体制、企業への働きかけなど、今後どのようなものが最も効果的かについて、県の制度も活用しながら、町の庁内人権対策連絡会議の中で人権関係職員を集め、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、総合相談窓口の設置に向けた職員スタッフ教育についてですが、今年度に入り、国や県が主催する当事者が講師を務めるオンライン研修会が多く開催されております。そういった研修会へ職員

が積極的に参加し、当事者からの生の声を聞くことにより、理解の醸成、課題への対応策について研究を進めているところでございます。世界では、国連で採択されたSDGsの開発目標の1つに、ジェンダーへの平等が示されており、性の多様性についての理解が広く求められる時代となっております。当町におきましても、ジェンダー平等に取り組む姿勢を積極的に示すことが、町民への関心、理解を深めることにつながると思います。県や他市町村の取組を参考にしながら、独自の取組について引き続き検討、研究してまいりたいと考えております。

次に、玉村町の防災に対しての取組についてお答えします。まず、玉村町防災計画及び水防計画につきましては、防災や水防に対する基本的な災害の予防や対策、災害復旧を定めたもので、いずれも令和元年台風第19号以前に策定されたものです。台風19号以降、防災、減災に関しては日々改正や変更点があり、現時点において計画の見直しは行っておりませんが、19号で得た経験や教訓をタイムラインや避難所の設営等の個別のマニュアルに生かし、職員による避難所開設訓練を実施しております。感染予防につきましても、新型コロナ感染症に対応した避難所マニュアルを作成しており、今後地域防災計画と水防計画の見直しについても着手していきたいと考えております。

次に、要配慮者利用施設における避難確保計画の促進と支援体制についてお答えいたします。平成29年6月に水防法等の一部を改正する法律が施行され、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務となりました。各施設の避難確保計画の策定率及び策定率向上に向けた支援体制につきましては、平成30年に町教育委員会が所管の学校、幼稚園に対して避難確保計画のひな形を提示し、作成を促しました。環境安全課では、同じく平成30年に要配慮者利用施設を対象に説明会を行い、さらに令和元年11月に主に介護施設に向けた作成講習会を開催いたしました。

なお、講習会に参加できなかった施設につきましては、個々の相談を受けながら作成支援を行いました。その結果、講習会開催前は、医療機関を含めた対象施設98施設に対して、作成施設は47施設でしたが、令和4年2月時点では98施設中96施設の作成が完了しました。未作成の2施設に対しては、今年度中の作成を指導しております。施設ごとの内訳につきましては、高齢者施設47施設、障害者施設16施設、教育施設10施設、児童施設22施設となっており、そのうち高齢者施設2施設が未作成となっております。

次に、玉村町在住の防災士及び玉村町防災を考える会との連携協議についてお答えします。玉村町在住の防災士との連携につきましては、昨今のコロナ禍の中で一堂に会することができない状況が続いております。現在、来年度に向けた事業計画の要望調査を行っておりますので、結果を基にコロナ収束を見越した計画を立て、連携強化を図りたいと考えております。

また、玉村町防災を考える会につきましては、発足後間もないこともあり、具体的な連携につきまして協議をしておりませんが、防災士と同様、玉村町の防災、減災を進める上で大変頼りになる存在であると考えておりますので、今後連携を深めてまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 質疑、それから答弁している間は静粛にお願いいたします。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 第2質問は自席より行わせていただきたいと思います。

まず、施政方針の1番について、ご回答いただいた内容のご質問をさせていただきます。まず、重層的支援体制整備事業という新しい事業が立ち上がったということですが、これはたしか前の「我が事・丸ごと」の事業の継承になって、そこからいろいろな部分が足されてきたと思うのですが、たしか4か所とあったのですが、ほかに3つの市町村を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。すみません、ちょっと遅れまして。

群馬県内では、太田市、みどり市、上野村と玉村町ということになります。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。そういったところで先駆的というような形でこれから取り組んでいくわけですが、属性を問わないというところがまず1つだと思うのですが、その中でなんでも福祉相談というのをやっているというふうには聞いているのですが、今町内でなんでも福祉相談をやっている窓口が何か所あるか。そして、すみません、数が分かるかどうか分かりませんが、今年度何件ぐらい相談を受けているのかをお伺いします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

基本的には、玉村町なんでも福祉相談ということで、まずは健康福祉課と子ども育成課が相談窓口ということになっています。それが基本の部分で、あとはいろいろな相談窓口が、例えば地域包括支援センターだったり、町内のちょっと福祉の相談所だったり、県の司法書士会だったりということで、いろいろな相談機関があります。数的にはちょっと把握していませんが、あるということで。あと、相談件数なのですが、今年度の現時点での相談件数が2月までで95件あります。ちなみに昨年が92件だったので、現時点でも上回っているような状態となっていると考えられます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 95件というので、多い件数かなとも思いますけれども、この相談支援とい

う部分をちょっと読ませていただくと、先ほどもありましたように、健康福祉課と子ども育成課というところになるかと思うのですが、引き続き属性を問わないというところになるとすると、例えば私前回ちょっとご質問したヤングケアラーの問題であるとか、そういったのもこの属性を問わないという部分に入ってくるとすると、子ども育成課と健康福祉課だけではなくて、学校教育課との関わりというのもあると思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

この重層的支援体制整備事業の中では、教育機関というのが入っていないのですけれども、当然必要とあれば、例えば学校に通っている子で、先ほどのヤングケアラーの話ではないのですけれども、そのヤングケアラーの子供がいて、実際親御さんが障害者だったりだとか、高齢のおばあちゃん、おじいちゃんがいたりということであれば、当然関わりは絶対ありますので、それなりに連携しながら進めていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） その辺、学校教育課長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 子供たちの家庭の背景にはいろいろな課題、またいろいろな事情がありますので、随時関係各課と連携してまいりたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 先ほど健康福祉課長もおっしゃっていたように、窓口は多分多いほうがいいと思うのです。いろんな切り口があって、いろんな相談方法があってというところは、それはすごくいいと思うのです。ただ、窓口が多くなると、そこからもし自分のところで処理し切れないものとか、そこからどうしたらいいかという部分でつなぎ切れないというようなところが出てきてしまうのではないかとこのところがちょっと危惧される部分があります。

例えば民生委員さんなんかもそうだと思うのですけれども、たくさんの相談を受けても、これどこに持っていったらいいのかわからないというようなところになってしまわないかなというところもあるものですから、そういった際のつなぎ先とか、そういったものというのは、例えば健康福祉課の中でフォロー、サポートというのはしているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、窓口がいっぱいあって、例えば高齢者の問題で地域包括支援センターというのがにしきの園と角田病院にあります。そこで抱えたケースで、例えばそれが8050ではないのですけれども、おじいちゃんがいて、あと50歳のひきこもりがいるとかというケースがあったりしますと、それは当然役場のほうの社会福祉係なり、障がい福祉係なりと連携しながら進めていくような、あと社協の基幹相談センターとかと連携しながら解決に向けていくというのが体制的には整っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。そういった形のもの、あとはこのコロナ禍ですから、なかなか相談窓口に行けないというようなところもあるので、例えばオンラインとか、オンラインなのか、ラインなのか、いろんな形での相談体制というのも受けなければならない。あとは、さっきのヤングケアラーもそうなのですけれども、窓口になかなか行きづらいというような人たちの相談体制というのは何か窓口、いわゆる行って相談する窓口というのがありますし、なかなか行けないので、それを何とかできるサポート体制というか、何かありますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 現在健康福祉課の社会福祉係のほうではアウトリーチということで、例えば困窮している方がいて、役場に来られないという方がいた場合には、当然自宅なり、近くの公共施設なりに行って相談を受けるということは体制的にはあります。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） まだこれから始まる事業ですから、どうなるか分かりませんが、いろんなところと縦割りにならないで、ちゃんと横の連携をしっかりとってやっていただければと思いますので、お願いいたします。

続きまして、2番です。たまむらの良さを次世代につなぐというところなのですけれども、玉村町の魅力発信機構についてということで体制を強化していくというところなのなのですが、今魅力発信機構のスタッフさんというのは何名いらっしゃるのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 1人です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 1人ということで、その1人の方がこれだけの対外的な部分、そういった部分をやっていくというのもちょっと大変な部分かなというふうに思うのですが、そういったときに先ほどお話がありましたように、行政との連携という部分、いわゆる民間の特性を生かすというところもすごくあると思うのです。いわゆる行政ではできない部分を民間がやる。では、民間もやるから、行政のほうでどれだけのサポートをするかというような形になるかと思いますが、行政サポートというのがイベント開催だけではなくて、そういった部分、どこまでサポートをしているか。それから、多分今魅力発信機構は企画課のほうで担当していて、観光行政は経済産業課のほうで担当しているというような形になりますが、この今連携というか、そこで役割分担ではないのですけれども、今こういう事業をやっているというような形の話合いなり、打合せなり、サポートなりという、そういうのはされていますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 魅力発信機構では、いろいろな発信をするに当たって必要に応じて協議をしております。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 経済産業課といたしまして、観光行政事務を所掌させていただいております。その中で、答弁にもございましたけれども、観光行政ということで民間事業者で観光をなりわいとする方の事業者の支援、それから環境整備ということで観光行政はあるものというふうな考えがございます。現在、今年度その機構が立ち上がったという、始まったばかりの段階でもございますので、これから町として何ができていくのか、そうしたところもよく協議させていただいた上で進めさせていただければというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） なかなか玉村町の観光の資源がないというような形、いわゆる観光地と違うという話、町長からも話がありましたけれども、観光地でなくてもいろいろな文化財だったり、いろいろなところでやっぱり玉村町の魅力というのは本当にたくさんあるのだなというふうに思います。そういったところをどう生かせるかというのは、やっぱり行政、そして魅力発信機構の本当に両輪でしっかり動いていかななくてはいけないというふうに思っております。

例えば先日新聞報道でもありましたけれども、千代田町でしたか、ふるさと納税がすごくがんばりたと。千代田町もそんなに観光的なものがあるわけではないと思うのですが、そこで何かいろいろな方法でということで納税が増えたというような現状があったりですか、そういったところも広く考えていただくというような形で、いわゆる機構なり、観光行政が動くことで地域経済の活性

化というか、いろんな形で多分動いてくるというところもあります。玉村町はまだ知っていただいている部分というのも多くあって、以前企画課の中で肉のワンダーランドですとか、本当にたくさんの方の企画をして、そこでいわゆるいろいろな形のお客様がおいでになっているというのも聞いておりますので、そういった部分をうまく生かしていただく。そのためには、民間だけではできない、それで行政だけでもできないところを2つが連携をしながらやっていくというところで伸びていくということもあると思います。ですので、連携をしていく、お互いに協力体制を取っていくというところを確認させていただくということですが、よろしいですか、そんな形で。企画課長と経済産業課長。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 魅力発信機構の役割として、そのように対応していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） よく協議させていただきながら、進めさせていただきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） お願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大に対する町の対応ということで、これすみません。毎回聞かせていただいている申し訳ないのですけれども、今回玉村町の感染がすごく、1月の中旬ぐらいからですか、感染者数が拡大をしまして、1月の感染者数が221人、2月の感染者数が459人という、本当に玉村町規模でいくと罹患率というのですか、そういったところは本当に高い、もう少しで1,000人を超えてしまうのではないかというような状況になっていると思うのですけれども、その状況下の中で町として取り組んでいることというのがあまり変わらないような気がします。これだけ感染者が増えているというところと、あと1月も2月もそうなのですけれども、20代未満の感染者数が約5割という状況があります。そういった状況下の中でやっぱりそういったところをピンポイントで考えたときに、そういった方向けのというようなところ、例えば家庭内感染もそうですし、学校とか、そういった若い方向けの感染予防対策、そういったものを周知する方法、またはそういうのを町として取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

本当にこの1月、2月は感染者が爆発的に増えて、先ほど議員がおっしゃったとおり、20代までで大体50%未満ということで陽性者が出ています。そんな状況でご質問があった、この人たちに向

けての広報なりということなのですから、町といたしましてはそこにピンポイントに当ててではなくて、やはり全体的にということでメルたまやホームページ、あと機関紙等を使った感染予防対策の徹底をということで広報させていただいております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） メルたまでというようなお話がありましたけれども、何人かの議員さんが聞いていると思うのですが、メルたまの使用率が16%という中で、それで本当に伝わっているのかどうかというのはちょっと私としても何とも考えにくい。だから、そうなったときに、こういう状況になったのだから、逆に今までやっていたことではなくて、ではここからどうしたら町で皆さんに感染対策、感染予防を呼びかけていくかというような方策が全く出てこないのです。だから、この状況になっているのではないのかなというふうに私の中では感じています。

皆さん、ではメルたまを見ると、感染者数がまた来ました。また増えてしまったのかぐらいの認識でしかないのか分からないのですけれども、やはりそこで例えば前にずっと言っていた新しい生活様式をもう少し強く言っていくとか、そういったことをやってほしいなというふうに思いますので、もう時間もないので、その辺で終わりにしたいと思うのですが、そこまでということで、新しい人をどういうふうにしたら……

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） すみません。先週からなのですから、一応町内の医療機関にワクチンを届ける際に、広報車で一応感染予防対策の徹底をということで広報車が先週からなのですから、回り始めましたので、よろしくお願ひします。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 急な形でびっくりしましたけれども。それは引き続きやっていただきたいところでは。

あと、ワクチンの3回目接種についてなのですから、今度5歳から11歳のワクチン接種が始まるということなのですから、今結構メディアで、安全性よりも打ったら危ないのではないかみたいな、副反応なり副作用なりというところを強く結構言っている方がいらっしゃるのですけれども、そういった方にもできるだけ接種をしていただくというようなところになるかと思うのですが、その辺の安全性なり、そういったものをそういった方々に発送するときに何かアクションを起こしていませんでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 先月の末に発送したのですけれども、一応国からのワクチンのお知らせというものと、あと町の接種に対する予約の方法、あとファイザーワクチンについてのお知らせということで、こちらを入れてお送りしています。それで、これ本当に任意なので、町とすれば当然今若い子も増えているので、進めたいというはあるのですけれども、やはりいろいろ副反応が出ている方もいらっしゃるの、そこは本当にかかりつけのお医者さんのほうとご相談していただいて、接種していただければなというふうに思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 接種することで、いわゆる重症化しないというようなところ、副反応の出方というのがいろいろあると思うのですけれども、そういったものを踏まえながら、これからも5歳から始まりますので、それについてはPRなり、周知なりというのをさせていただければと思います。

続きまして、LGBTQ+の方への対応、体制整備ということで、先ほど町長からもお話がありましたけれども、特別な存在ではなくというところ、いわゆる多様性、個性、人格をしっかりと認めていくというところ。そういったところがお話がありまして、それはすごくありがたいというところで、そういったところなのですが、なかなか町の中で取組というのができていないのではないのかなというふうに思っています。そういったところで、広報紙なり、あとオンラインの研修なりというところがあると思うのですけれども、あと群馬県で実際に同性パートナーシップ制度ですか、そちらのほうが入っていて、群馬県でやっているから玉村町としてはしなくていいのかという考えなのか、それとも群馬県がやっているから、玉村町としてどういうところを模索していくかというのを考えているのかというところにはなると思うのですが、その辺いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） パートナーシップ制度につきましては、今群馬県が制度を設けております。その制度につきましては、町単独で行うよりもそちらに乗っかる感じで今利用ができる状況にはなっておりますので、町としては独自にというよりは、県の制度を利用していければいいかなという思いです。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） では、制度ではなくても、例えば宣言をすとか、玉村町としてもこういう形でちゃんと宣言をして、皆さんをちゃんと支援しますよという形のものを出していくとか、いわゆる制度的なものというより要綱とか、例えばそういったものを出すというような考えというのがあるかどうか、お伺いしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今のLGBTQ+という、だんだん増えて、言葉も複雑化になってくるのですけれども、私もこの問題を幾つか、何回か、例えば飯塚花笑監督の「フタリノセカイ」とか「世界は僕らに気づかない」、いろいろ何作か見てくると、結局当該の人たちが生きづらさを感じているわけです。その生きづらさが解消されるような地域になるということが、地域にとっても非常に魅力的なことになるのです。というところからいうと、確かに県にはそういった条例はありますけれども、玉村町としてとりわけそういったものに対して気遣いというとおかしいですけれども、普通にお付き合いできるのだというところはある程度強調していく必要があるのかなと。それが、また逆に玉村町の魅力発信というところにもつながっていくのではないかと思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 私も飯塚花笑監督の「フタリノセカイ」は2度ほど見てきまして、飯塚花笑監督とも話をして、やっぱり進まないというのはどういうのだろうねなんていう話はしていて、やっぱりそれを地域の中でちゃんと受け入れられる体制をつくっていかねばいけないというところと、まずは町長も前おっしゃっていましたが、スタッフの方からちゃんとその理解をしていただく。その中で皆さんに対応というか、本当に安心して、そういう方々でも偏見なく、差別なく対応ができるという環境をつくらなければいけないと。前町長が議員さんだったときにその話もちょっと出ていたと思うのですけれども、そういった体制をつくる。玉村町として独自のちゃんとしっかりした体制をつくるというところは、今町長もおっしゃっていただいたので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あと、2番飛ばしますけれども、3番目の総合相談窓口の設置に向けというところで、例えば国のとか県のオンライン研修なんか皆さん出ているというふうに聞いていますけれども、そういった中で今例えば皆さん、庁舎内の研修なんかを行うにしても、同じ形のオンラインでの研修は可能だと思うのです。ですから、そういった部分で今だからできる研修というのをもう少し考えていただいてもいいのではないのかなと。いわゆるコロナ禍だからできないということではなくて、コロナ禍でオンライン、いわゆるそういった状況だからできることというのを考えて、着実にそういうのを進めていただければというふうに思います。町としても積極的にいろんな形で進めていただけるということをございますので、そういった部分を十分に理解していただいて、本当に安心して住める玉村町をつくっていただければというふうに思いますので、お願いいたします。

続きまして、最後4番です。玉村町の防災に対しての取組についてお伺いいたします。防災計画と水防計画について、私も何度かお話ししているけれども、台風19号のときからまだまだ改正、いわゆる計画の内容についてはそのまま変更がされてないということをございますけれども、この2点について、いつ頃計画内容を変更するのか。もう計画の内容を見ると、課の名前も生活環境安全課のそ

のままになっていたりですとか、そういったものもあるのです。字句だけではないと思うのです。やっぱり時代の流れで変わってきている、状況的に変わらなければならないという部分もあるのですが、その辺いつ頃計画見直しを行う予定なのか。もし予定がないのであれば、いつ頃までにするのか、それをお伺いします。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

玉村町の地域防災計画、確かにまだ生活環境安全課だった頃に策定して、その後国、県でも様々防災計画に関しては本当に年に何回も改定するみたいな形がこのところ通例のようになっております。その都度、そういった字句もそうですし、それを直していかなくてはいけないところではあるのですが、その中でもさらに避難の情報の発信の仕方であるとか、いろいろなことが変わってきております。こちらをすぐにでも直さなくてはいけないところではあるのですが、今のところ取りかかれていないと。コロナもあり、避難所の様子も以前とはがらっと変わったものになってきておりますので、そういったものも反映させていながら、各種計画のほうをつくっていきたいと思っています。時期としては、今ここで明言することもなかなかできないのですが、何とか年度内にはある程度の形はつけていきたいなというふうにも考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） もう台風19号から何年もたっていて、状況的には多分いろんな形で感染症等も含めて変わっていくというのは、多分年がら年中いろんな形で改正というのはあると思うのですが、ただこのまま変えなければ、いざ、今地震が起きた、水害が起きたといったときに、この計画でやりましょうかといったときに、もう手後れなのです。ただ、計画を立てればいいのかということではなくて、計画に基づいた訓練をちゃんとしていないと、ちゃんとそういうのを平時からも備えておかないと、いざそういう発災したときに対応ができないのです。

だから、もう台風19号のときも本当に避難所を私も回らせていただきましたけれども、みんな混乱していて、廊下に寝ている人もいたし、ペットはいたし、おばあちゃんがお薬を忘れてきてしまったからといって落ち着かないような状況もあつたりとか、いろんな状況もあつたりとかするので、それでまたここで感染症がプラスになっていますから、そういったことをもう早めにやっていただきたいというところ。計画ありきではないとは思いますが。

2番目の避難確保計画についてなのですが、これも今98施設中96施設で、高齢者施設だけが2つ、まだ立てられていないということでございますけれども、これも計画が立てられるだけではなくて、その中に訓練の実施というのがちゃんと入っているのです。訓練の実施の進捗なり、そのサポートなり、例えば今96件出ています。では、ここで避難訓練を実施した件数というのを把握

されているのか、それでまた把握していないのであれば、それを町としてどういう形でサポートしていくか、教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

訓練の実施については、調査のほうは今現在やっているような状態ではあるのですが、感触としてはあまりやられていないような感じがします。こちらもその訓練サポートにつきましては、当課だけではそれをどうにかするというのも、かなりの数、高齢者施設だけでも相当な数に玉村町はなっております。学校関係、あとは保育所、そういったところはきちんと訓練のほうはもちろんやっている。そこは確認のほうはできておりますけれども、どうしても高齢者施設につきましてはコロナもあり、人手不足もありというところで、なかなかそういったところが進んでいないのかなと思います。そちらにつきましては、また関係課と連携を深めながら、実効性のあるものでないとやはり意味はないと思いますので、まずは例えばこちらから情報を発信して、それを必ず受けましたという、そういった最初の段階とか、そういったところからきちんとやっているかどうかの確認はしたいと思います。

すみません。町長の答弁、2件まだ出ていないということで、答弁書を作成したときはそうだったので、その後1件出まして、計画の未提出はあと1件だけという形になっております。すみません。訂正させていただきたいと思います。失礼します。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 高齢者施設ということですので、多分担当課は健康福祉課にはなると思うのですが、課長、どうですか、その点のサポートについて。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 議員のご質問なのですが、一応にしきの園のほうに確認しまして、2回以上避難訓練をしていて、コロナ禍ということで本来地域の住民を巻き込んだ避難訓練もするはずなのだけでも、そちらはちょっとできていないというのはおっしゃっていました。あとは、来年度以降なのですが、うちの介護保険系のほうで避難訓練がある際に、全ての施設を回れるかどうか分からないのですが、なるべくそちらに立ち合わせていただこうかなと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今環境安全課長も、自分たちのところではできないので、高齢者施設、障害者施設については多分健康福祉課が所管になると思うので、そういったところでサポートを、それで学校関係は教育委員会のほうでサポートを、子供関係であれば子ども育成課でサポートというような形、それぞれの連携は取っていただいて、そちらのほうをやっていただくという形。全てこういう形で、今自分の課で全部済むよという形では絶対ないと思うのです。ですから、そこで連携をして、そこで情報共有をして、それをだからこの問題だけではないと思うのですけれども、しっかりと情報共有をして、防災について、減災についていろいろ考えていただくというところをやっていただければと思います。

3番の例えば防災士とか防災を考える会というところが、本当に民間の中で皆さん、自分たちの時間を使いながら、しっかりと講習を受けたり、実際に防災を考える会でも防災士だけではなくて、地域の様々な動物病院の先生なり、いろんな形の方が入って、その会をしっかりと立ち上げて、自分たちで防災をしっかりと考えていこうというような会にはなっていると思いますので、そういったものをぜひ連携をしていくというところを考えていただければと思います。

残り1分30秒ですので、最後に町長に一言、うまくコンパクトにまとめていただいて、お話をお願いしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 多岐に話がわたり、私もメモは少し取ったのですけれども、要するに重層的なところ、それから魅力発信、いろいろ細分化していくことがサービスだったのです。確かにそれはそうなのだけれども、今はそれだけではなくて、今度はいろんな窓口を連携して、つなげていくことが、今度は結果解決につながっていくということだと思います。だから、魅力発信に関しても、例えば企画課とか、経済産業課という形の中だけではなくて、今言ったLGBTQ+に対する生きやすさとか、例えば松本議員が言われた空き家対策の土地をどうするかとか、要するにいろんな意味で町全体を魅力的な町にするということが魅力発信なのかなと、そんな感じがします。だから、結局LGBTQ+に関しても、町の職員はこういう時代なのです。それで、一定数の人がLGBTQ+というところで自分の性的な関係の中にあるというところを自覚した自治体の職員ということになっていく必要があるかと思っています。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。11時30分に再開します。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、8番三友美恵子議員の発言を許します。

〔8番 三友美恵子君登壇〕

◇8番（三友美恵子君） 午前中ですので、おはようございます。8番三友美恵子でございます。先ほど新井議員が、年に4回一般質問ということで、ああ、そうだと思いました。私も60回近い一般質問を行っています。でも、ここに立ちますと身が引き締まる思いがいたします。今回も一生懸命やっていきたいと思います。

さて、令和4年3月をもちまして退職される萩原総務課長におかれましては、長い間玉村町のためにご尽力くださいましたことに感謝申し上げます。議会では、私たちの一般質問に誠心誠意お答えくださり、誠にありがとうございました。さあ、4月からは第二の人生のスタートです。人生100年時代、まだ40年も残っています。楽しく、自分らしく過ごしてください。また、今までの経験を生かし、町のためにご提言、そしてご尽力よろしく願いいたします。

それでは、本題に入ります。通告に従いまして、順次質問いたします。1番、令和4年度施政方針についてお伺いいたします。重点目標3、元気に年を重ねられる町をつくるについて、1番、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を12のメニューで総合的に行うとありますが、この12のメニューを一体的に行う体制をどのように構築していくのか。

今回の12のメニューは、健康福祉分野のみですが、属性を問わない相談支援の体制の計画はどのように進めていくのか。

3、自らSOSの声を上げられない人をどのようにして相談窓口につなげていくのか。その支援体制をつくるのが大切であると思うが、どのような体制を構築していくのか。

大きな2番です。図書館についてです。昨年より続いている新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館も休館を余儀なくされました。現在は感染対策を徹底することにより、開館を維持できていることには感謝しています。さて、活字離れという言葉に始まり、図書館離れなどという言葉もよく聞くようになりました。玉村町の図書館も平成18年では本の貸出し冊数48万279冊、平成30年には30万3,761冊、2021年は19万9,900冊でありました。また、利用者も平成16年には10万8,180人でしたが、平成30年は6万1,585人、2021年には3万6,262人となっております。昨年は、新型コロナウイルスの影響が大きいと思いますが、15年の間に半減している状況です。

1番、図書館離れの原因は、インターネットの普及や本を読む人の減少があると思いますが、社会が大きく変化していく中でこれからの図書館の役割はどのようなものとするか。

2、オンライン予約の現状とデリバリーサービスの実施について。

3、電子図書館についてはどのように考えるか。

4、図書館の利用状況で高校生の利用が極端に少ない。また、図書館から遠い地域の高齢者も利用が少ない。今後の対策はあるか。

5、玉村町の図書館のレファレンスサービスの状況についてお伺いします。

大きな3番、子供の読書活動推進について。1、平成26年に学校図書館法の改正により、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化が行われましたが、現在学校では図書館専門の司書が在籍しておりますか。

2、第4次の「子どもの読書活動の推進」に関する計画が策定されたと思いますが、現在の子供の読書活動に関する状況はどのようになっていますか。

3、学校図書館の開館状況について伺います。

4、放課後児童クラブや児童館の読書活動の取組はどうか。

5、国が学校図書館図書整備5か年計画を策定し、学校図書館図書標準の達成を目指すところがあるが、玉村町の進捗状況はどうか。

以上で終わりになります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、三友美恵子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えいたします。このたび国が示した新しい地域福祉での包括支援の取組として、重層的支援体制整備事業が始まります。一体的に行う体制をどう構築していくのかとのご質問でございますが、制度の必須事業は13事業あり、健康福祉課で行うものが12事業、子ども育成課で行うものが1事業となっております。健康福祉課と子ども育成課は、玉村町地域福祉計画に基づくなんでも福祉相談を既に一体で行ってきており、小回りの利く、町行政らしい、縦割りを廃した連携が取れております。また、福祉、子供以外の問題を受けた場合でも、健康福祉課に配置した社会福祉士が、それに関係する職員や外部の事業者などにも積極的に声かけをし、連携できる関係づくりに努め、一体的な体制の構築をしていきます。

次に、属性を問わない相談支援の体制の計画ですが、オンライン会議を使用してハローワークとの就労相談が役場でできるよう、必要な経費を新年度予算に計上いたしました。また、多機関協働の枠組みとして、高崎公証役場の公証人を講師に迎えた講演会なども5月20日に計画しております。引き続きたくさんの方の専門機関や団体と協働して、属性を問わない相談にも寄り添える形を構築してまいります。

次に、SOSの声を上げられない方をどう相談につなげていくかについてお答えいたします。本当に困っているにもかかわらず、SOSの声を上げられない人への支援体制としましては、まずはこちらから声をかける、訪問するなどのアウトリーチ活動が必要となります。以前実施された国からの10万円給付、今行っている非課税世帯への10万円給付、これらを自力で申請できない方がいます。

そのため、把握できる範囲で健康福祉課の社会福祉士が申請用紙を自宅へ持参し、生活状況を伺い、その場で記入していただくアウトリーチ活動を行っています。また、民生委員などからいただいたひきこもりの方の情報を基に、ご家庭への訪問、声かけも行っています。この場合、外部から情報をもらうのもアウトリーチの1つです。3月17日には、群馬司法書士会、群馬弁護士会などと連携した新型コロナ生活相談&フードバンク in 玉村をふるハートホールにて開催する予定であり、専門職が地域に出てきて相談に応じることもアウトリーチ活動の1つになります。今後も健康福祉課が中心となり、様々な方法で声を上げられない方へのアウトリーチ活動の実施、支援体制の構築をまいります。

次に、学校における子供の読書活動推進の取組については、教育長からお答えいたしますので、私からは放課後児童クラブ及び児童館における読書活動の取組についてお答えいたします。まず初めに、放課後児童クラブでは、子供たちに読んでもらいたい本や人気のある本、興味のある本を選んで購入しています。新しく購入したものは、子供たちに紹介してから、手に取りやすいよう一番手前に新書コーナーを設置しています。また、図書コーナーを常時開放し、遊びの時間には自由に選んで読めるようにしており、本が好きな子は1日に何冊も読み、楽しんでいます。夏休み等の学校休業日などには、その日の当番が絵本や紙芝居を選び、みんなの前で読み、子供が主体となって読み聞かせを行っています。また、季節の行事の際にも絵本や紙芝居を使うようにしています。

続いて、児童館では、親子行事の中に絵本や紙芝居などの読み聞かせを取り入れ、本などに触れる機会をつくっています。ゼロ、1、2歳、それぞれの年齢に合った絵本や新しく購入した絵本などを紹介し、子供からの求めに笑顔で応じ、絵本の楽しさを共有しています。ただ、新型コロナウイルスの感染予防対策のため、放課後児童クラブ、児童館の一般向けの本の貸出しはともに中止している状況です。今後もコロナに負けず、放課後児童クラブや児童館の読書活動を推進していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 初めに、社会が大きく変化していく中で、これからの図書館の役割についてお答えいたします。

人間は、多くの情報、知識を得ることによって成長し、文化的で潤いのある生活を送ることができます。図書館は、乳幼児から高齢者まで、住民全ての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場と捉えています。図書館の基本的な役割は、現代社会における知識と文化の有力な流通手段である図書、雑誌、新聞等を収集、保存し、様々なサービスを通じて全ての人々に提供していくことと考えます。これに加えて、社会全体のデジタル化を踏まえ、インターネット等の電子情報へのアクセスを提供するとともに、電子情報を発信したり、保存したりすることも、これからの図書館が担うべき大きな役割であります。

次に、オンライン予約の現状とデリバリーサービスの実施についてお答えします。オンライン予約については、平成15年から開始していますが、令和元年度まで年間5,000から6,000件程度でしたが、インターネットやスマートフォンの普及に加えて、新型コロナの休館中にネットや電話での予約のみの貸出しを行ったこともあり、昨年度は9,370件、今年度は1月末現在で9,696件となり、図書館利用者の利便性の向上につながっています。

また、デリバリーサービスは、予約を受けた本を自宅に届けるサービスですが、現在玉村町では行っておりません。県内では、渋川市が身障者手帳を持った方や妊婦などを対象に図書館職員が訪問し、届ける仕組みがあります。他県の自治体の事例も含め、図書館の利便性の向上に向けて今後調査研究を行ってまいります。

次に、電子図書館についてですが、インターネットやスマートフォンの普及、学校では1人1台タブレットが使用できるようになるなど、社会のデジタル化が急速に進み、電子図書を閲覧できる環境にある人たちが増えてきています。県内では、藤岡市、富岡市、みどり市が電子図書を導入しています。また、県立図書館、前橋市、渋川市など導入を検討している自治体も増えてきています。電子図書館のメリットとして、蔵書を収める本棚等実際の場所が必要ないこと。コロナ禍においても図書館に実際に来なくても、インターネット環境が整っていれば24時間いつでも本が借りられることなどが挙げられます。県立図書館では、来年1月から電子図書サービスを開始する予定があり、県内在住者としてサービスの利用が可能になります。町では、現在のところ導入の予定はありませんが、既に導入している市や県立図書館の状況等を踏まえ、引き続き調査研究してまいります。

次に、図書館の利用状況について、高校生の利用が少ない、遠い地区の高齢者の利用が少ないなど、今後の対策についてですが、ご指摘のとおり、これらも重要な課題の1つと認識しております。高校生の利用比率は全体の1%に満たない状況であります。高校生は、図書館の集会室の利用が目立ちます。学校の定期試験や受験のための学習をしている生徒が多く見られます。集会室の利用は、図書の貸出しを基にした統計には反映されませんが、週末などは満席になることもあります。部活動であったり、受験であったり、様々なことで時間が取れないことが、読書離れにもつながっていると言われています。図書館に足を運んでくれている集会室を利用する高校生に、本を読むことが読解力の向上に寄与することや、想像力を豊かにすることができること、さらに様々な思想、見解に接し、自分の考えを決める糧にすることができるなど、情報を積極的に発信していき、利用拡大に努めてまいります。

また、高齢者の多くの方が図書館まで車で来館しますが、高齢社会に対応した移動図書館、デリバリーサービスなど、実際に図書館に足を運ばなくても本が借りられる方法も考えていかなければなりません。現在子育て支援センターに子育て世代の人たちが興味のある本を選書して持っていき、貸し出すことを行っています。今後はふれあいの居場所などにも広げていき、利用者の拡大につなげていきたいと考えます。

次に、レファレンスサービスの現状についてですが、利用者からの質問や相談を受け、調べ物に必要な資料を探す方法や機関を結びつけるなどのお手伝いをしています。来館や電話による方法があり、1日に2件から5件、1か月では40件から80件、利用相談や調査相談を受けています。タイトルを探したり、具体的な書籍を紹介したりするなどしています。レファレンスサービスをより身近に感じていただき、気軽に来館し、相談のできる図書館づくりに努めてまいります。

続いて、子供の読書活動推進についてお答えします。まず、図書館専門の司書についてですが、現在玉村町では専ら学校図書館の職務に従事する職員である学校司書を、図書整理員という名称で小中学校全校に1人ずつ配置しています。会計年度任用職員として1日7時間、週3日勤務し、子供たちが読書に親しめる環境づくりを行ったり、授業における図書資料の活用について、先生方の相談に乗ったりしています。

次に、現在の子供の読書活動の状況についてですが、教育委員会では令和2年3月に「第4期玉村町子ども読書活動推進計画」を策定しました。子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。したがって、子供たちが自主的に読書に親しみ、学ぶ楽しさや知る喜びを味わえる環境づくりを積極的に進めています。

玉村幼稚園では、本棚を廊下に設置して、子供たちがいつでも絵本を手にとることができるようにしたり、読み聞かせを行ったりして、本に触れる楽しさや喜びを感じられるようにしています。また、小中学校においては、司書教諭や学校司書が中心となって、子供たちの興味、関心を高める読書イベントの実施や学習内容に合った図書に触れられるよう、図書室の整備等を行っています。また、朝読書の時間を設けたり、図書委員会の子供たちが図書推進の働きかけを行ったり、地域のボランティアの方々による読み聞かせの時間を設けたりしています。さらに、国語科では、自分のお気に入りの本やその感想について、友達と交流し合う学習活動を行うなど、子供たちが読書に親しめる取組を数多く実施しています。その成果として、令和2年度には玉村中学校の玉中ビブリアバトルや全校朝読書、隙間読書などの読書活動の取組が認められ、子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けております。

また、学校図書館の年間図書貸出し冊数は、小学校6年生で約3,500冊、中学校2年生では約1,500冊となっており、学年が上がるにしたがって読み応えのある本を読んだり、自分が読みたい本を持参したりして読書に親しむ子供たちもいます。

次に、学校図書館の開館状況については、毎日終日開館し、図書整理員や図書委員会の子供たちが貸出し業務を行っています。また、長期休業中は開館日を設定したり、休業前に特別貸出しとしてふだんより多くの冊数を借りられるようにしたりして、子供たちが読書に親しめるように工夫しています。

最後に、国が示している学校図書館図書標準についてです。学校図書館図書標準とは、各学校の学

級数に応じて定められる学校図書館に整備すべき蔵書数の目安です。令和元年度時点で、玉村小学校は16学級、標準冊数は9,560冊のところ1万5,323冊、玉村中学校は17学級、標準冊数は1万3,120冊のところ1万6,096冊の蔵書があり、他の小中学校も含め、玉村町の全ての学校図書館で図書標準をクリアしています。玉村町において、子供たちが読書により一層親しみ、生涯を通じて自ら学び、楽しもうとする態度を身につけられるよう、今後も図書整備のさらなる充実とともに、子供たちの読書活動の推進を図ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） それでは、第2質問に移らせていただきます。

この重層的支援体制の整備事業ということで新しくなる事業ですが、予算書などを見ていますと、今までの事業を深く掘っていくような感じで事業の予算が組まれていると思いますが、これは厚生労働省から出ているのかな、新たな事業で実現できることという文書があったのですけれども、これは今もう実践しているところのものが出ているのですが、既存事業の財源を一体的に交付することによって、市町村の裁量が高まる。例えば地域食堂やコミュニティーカフェなど、世代や属性を限定しない場や居場所を常設型で設置することができるということを見まして、玉村町もこのような常設的なところを設けていくことが、町長が先ほど言っていました、窓口はいっぱいあるほうがいいと。でも、それをまとめるところがないと、やっぱりつながっていかないのかなと。

それから、この体制づくりの中でつなげていくということがすごく大事で、最後までただつなげるといっても、この人に任せればいいというだけではなくて、最後までそこを見届けるという、伴走していくという支援がこれからすごく大事になってくるのではないかなと思うので、そういう拠点づくりというのが必要ではないかなと。今居場所はあるのですが、居場所には専門職員もいませんし、今2層の協議体というのがあります。そこ単位で専門員を配置し、居場所と連携をしながら相談体制とか伴走するというか、最後まで付き合っていくというような、そういう体制を構築できたらいいのではないかなと思ひまして、今回この質問をさせていただきました。

あと、SOSを上げられない人たちというのも、一足飛びに役場には相談に来られない。アウトリーチというのがありましたけれども、アウトリーチをするにも結局民生委員さんがいろいろ探してくださっています、困った人たちを。見つけ出してくれるのですが、その民生委員さんたちも今ちょっとすごく大変な状況です。民生委員さんが見つないでも、その後の支援をお願いしても、最後まで行けないと、また民生委員さんが行かなくてはならない状況というのが今あるような気がするのです。民生委員さんが伴走するということはできないと思うのですけれども、何か板井のほうを見ていると民生委員さんがかなり関わって、伴走しているような感覚は受けるのです。もうちょっとそういう体制がしっかり取れたらいいのではないかと。学校区に1つぐらいそういう居場所というか、コミュニティーカフェなどを通じて、そこに誰でも来られるような場所にして、常設した場所があることによっ

て、またそういう体制がつくれていくのではないかと思うのですが、町長、直接で悪いのですけれども、町長お願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今大事なのは、やっぱり三友議員言ったように、分断からつながる、つなげるという、人との連携、本当に地域にいてもなかなか最近、特にお祭りもできなくなったり、総会すら書面決議みたいな形で、本当に高齢者が外へ出ないような、出て人と会うとまずいみたいな形の状況が一、二年続いているので、やはりそういうものを乗り越えて、その後にはどういった社会がという、やはり人間1人では生きていけないのです。やはりつながる、つなげていく。そこに最初は行政的なところが関与していくというのが大事かと思えます。

私は、2年町長職を務めさせてもらって思うのは、職員自体が職員を増やせないのだという意識を実は持ってしまった。どんどん、どんどん職員を減らすことが成果みたいな形になっている。財政負担もあるという中で、例えば小学校区ごとに、いいですね、やっていくと、職員を配置するというと、またそろばんをはじいてしまうとか、そういうことがあるのだけれども、まず財政のことは置いておいて、どうやって重層的なものを社会にともに生きる地域を今後つくっていきけるかというのは1つのポイントだと思いますので、検討していく材料にはなるのかと思えます。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 町長がそうに思ってくださいていることはすごく心強いことですし、これをやってほしいというのが私の今回の質問の趣旨であります。

それで、新しいところを建てるのは簡単なことなのですが、財政のない玉村町でどんな場所をそんなところにしたらいいのかなということで、空き家対策ということで空き家を利用するとか、あとちょっと考えたのは、玉村町に5か所あるところというと児童館があるのです。児童館は現在そういうことに供することができるのかどうか。そのことについて、子ども育成課長さんにちょっとお聞きしたい。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 現在使うことができるかというお尋ねなのですが、児童館、放課後児童クラブがあるところとないところとございまして、例えば放課後児童クラブがある南児童館なのですが、ご存じかと思うのですが、筋トレの会場に一時期お貸しをしていたことがございました。会場が不足しているということで使えないかというようなお問合せをいただきました。私も税金で建てた建物ですので、有効に使うほうがいいと思っていますので、支障のない限りいいのではないかとということで使っていたのですが、コロナがまたはやってきてしまいましたので、残

念ながらやめた経緯がございます。

そういう意味では、うまく時間を設定して、施設を共有するということがいいのではないかなとは思いますが、多世代の交流というのも目指しているところでもありますので、コロナの支障がなければうまく使っていけるのはいいかと思うのですが、ただ本格的に使うということになりますと、施設の目的外使用というようなこともあると思いますので、児童館やクラブの機能を残しつつ、どこまでそういった違う目的で使っているのかというのは、またこの後いろいろな機関と相談しないと何ともお返事ができないのかなという気がしております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） あと思ったのが学校です。学校の空き教室みたいなのをそういう施設として使えるかどうかということと、いろいろ考えられると思うのですが、できれば町長、造ったほうがいいと思っている状況でしたら、しっかりと今後検討していただいて、コロナが収束後ということになるとは思うのですけれども、いろんな施設を使うとなると。空き家をそうにしていくというのだったならば、それはまた大きな進展につながっていくとは思うのですが。健康福祉課長さん、どのようにお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

少子高齢化が叫ばれている中、社会保障費がどんどん上がっている中、やっぱり居場所づくりとか、そういう交流する場というのは絶対必要だと思っています。できることであれば、そういう場所を学校とか児童館に増やすことによって多世代交流が生まれます。例えば児童館であれば、先ほど言った筋トレであれば、お子様もそうだし、あとお母さんとも交流がつながります。学校であれば、当然小学校だったら1年生から6年生までの交流も生まれて、やっぱり地域の人の顔の見える関係というのが多分構築できると思うので、共生社会というふうな目指すということであれば、当然そういった空き教室等の利用もできれば進めていけたらいいなというふうに私は考えます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そんな中で、その中心に各学校区というと2層の協議体が各学校区にできているわけです。その2層の協議体というのは今どんな活動をしていますか。

◇議長（石内國雄君） 三友議員、重層的支援体制事業の質疑……

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） その中に入っています。

◇議長（石内國雄君） その中でいいですか。
健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 重層の中の生活体制整備事業のほうで入っている2層の話なのですが、コロナ禍ということで各協議体それぞれ時期とかをちゃんと考えながら収まっているときに会議とかを開いて、今それを2層で話したものを1層のほうで、コロナの関係でできないときもあるのですけれども、1層のほうでも紹介とかをしていて、今進めているのが地域で先ほど言った緑のたすきをかけてやる見守り活動、そういうのを今進めているような状況になっています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） いろいろ質問しましたが、最初に申したように、各学校区に重層的なことができるような常設型の居場所を、専門職員を配置してやっていただければなど。今年予算の中では、専門職員がある程度多く配置しますというような予算組みになっていると思うのですが、それをしっかりと地域に根差した形で、地域ごとに相談支援ができるような専門職員の配置みたいのができればいいかなと思いますので、そこのところをよろしくお願いたします。令和4年度の施政方針については以上といたします。

次に、図書館であります。玉村町は、図書館に関してはかなり進んでいるというような状況を今教育長からお聞きしまして、安心はしております。それから、図書館離れの原因とか、今図書館の役割についてはしっかりお伺いしまして、様々なサービスをやっていく、図書館としてやっていくということはこれから大事なかなと思っています。オンラインの予約の現状とデリバリーサービスの実施についてということで、デリバリーサービスは現在やっておらないということですが、移動図書館的なことでは第1保育所の支援センターで、この間支援センターのお便りを見ていましたら、3月14日ですか、それはキャンセルになってしまいましたけれども、やろうとしていることは分かっています。それをふれあいの居場所にもつなげていきたいというようなお話ですが、そこについての計画などがありましたらお知らせ願いますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） まず、今現在やっている子育て支援センターへの移動図書館という形でやっているものについては、ある程度子育ての世代が同じぐらいの世代でありますので、子供の本や子育てのお母さん方、保護者の方が見られる本ということで、ある程度種類が絞れる形でやっているのですけれども、居場所とかそういうところに広げるに当たっては、ちょっと選書のほうが難しいかなというところは今現在そういうようなのが考えられるのですけれども、まずは行って、図書館の職員がそこでいろいろ話をしていくことが大事なかなと考えておりますので、最初から本を借りて

もらうという意識なく、図書館を知ってもらう、図書館へ行けばこんなことができる、こういう情報が得られる、そういう魅力を伝えることから始めていければと考えます。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そういうことでもいいと思うのですが、オンライン予約というのがあります、これを普通の私たちはできるのでしょうけれども、やっぱり高齢者になるとそれができないと思うのです。オンライン予約できる人がどの程度の年齢だか、ちょっと分からないのですけれども、この居場所に来る人たちは、もし本を持っていくということでもなく、このオンライン予約をお話に来たときに予約していく。あと、それがデリバリーサービスにつながってくると思うのですけれども、それも各お家でなくても居場所に届ける。そのようなサービスにつなげていけば、高齢者もこのオンライン予約によって本が借りられると。あとは、オンライン予約のやり方とか、そういうのを講習してもらうとか、そういうこともできるのではないかと思います、居場所にこれから出張していただくということができるようになりますでしょうか。そうすれば、サービスの内容としてはいろいろ集まったところで考えていってもいいのですが、オンラインの予約が今高齢者ができないと。そのサービスについてはどう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 高齢者の方はオンライン予約、確かにそうなのです。昨年コロナで文化センター自体が休館ということで、当然図書館も休館して、ちょっと長くなりましたところ、オンライン予約は続けていたのですけれども、高齢者の方からオンライン予約ができない、どうやっていいかわからない、そういう人たちのために早く開けてほしいという要望がありました。緊急事態宣言が明ける前に、図書館は開けましょうということで、時間制限は設けて対応しましたけれども、そういうのもだんだんスマートフォン、先ほど新井議員のときとか質問というか、IT技術の進歩ということで、そういうのがだんだん使えるようになっていくためにも、そういう居場所とかへ行って、やり方等も指導できるのではないかと考えますので、やっていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ぜひ居場所に出張していただいて、いろいろ高齢者の図書の貸出しのサービスを充実させていただければありがたいと思います。

高校生が図書館の利用、今勉強するのには使っているということで、このレファレンスサービスなどを高校生は利用していますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 先ほど教育長から答弁があったとおり、高校生、本の貸出しについては本当に僅かな人数になっていると思います。ただ、集会室、そういうところで勉強に来る方は高校生、中学生、かなり多い状況でありますので、せつかく足を運んでくれている高校生から本を読むことでどういういいことがあるかというのをお知らせするような形を取ればいいのかと思っています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） レファレンスサービスの専門のカウンターみたいのはありますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 相談の専門カウンターというのはなく、職員に声をかけてもらってやっているといます。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） レファレンスサービスのカウンターがあるとまた違うのかなと。相談を受けますよみたいな。

現在子供は、自分で考える力を育む教育ということで、学校のほうは力を入れていると思いますので、調査研究や課題解決の支援のためのレファレンスサービスというのを充実させていくことが重要ではないかなと。高校生も分からないことがあったら、こんな本を読んだらこのことが解決するよみたいな、そういうサービスにつなげていくと、子供たちが勉強しているだけではなくて、このサービスで僕はレファレンスのところへ行って相談をしたらば、自分の問題解決につながるみたいな、そういう支援ができるといいかなと思うのですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 三友議員がおっしゃるとおり、そういう相談を気軽にできるような体制を取ることが、利用者を増やすことにつながるかなと思いますので、その辺はやれるようにしていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 続きまして、学校図書館と町立の図書館との連携です。オンライン化みたいなのはやっていますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 学校の図書館とオンラインとかは、先ほど言ったオンライン予約というのでつながっているだけで、特につながっているわけではありません。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 学校図書は図書購入費用が小中学校において平成30年度には70万円近くあったのですが、令和2年度が55万円、今年度と昨年度には50万円と、年々減額しているような気がするのです。今図書は十分に配備されているということでございますが、この減額になっていくことについて学校教育課の課長さんはどのように考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 本年度につきましては、オンラインの1人1台端末におけるソフトウェアを購入するということもありまして、全体的なバランスとして多少調整をしたところもあるのですが、引き続き学校図書については非常に重要な予算というふうに考えておりますので、また今後両方のバランスを考えながら予算化をお願いしていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そのような年々少なくなっていく予算ではありますが、町の全ての財産を有効に使うためには、学校の図書館と町立の図書館がもうちょっと連携を図り、本の移動などができたら、貸出しというのですか、オンラインで貸し出すのは子供たちにタブレットを渡したら、子供たちがそのタブレットを使って町の図書を予約できるような、そんな教育はなさっていますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） まだ具体的にはそのような方向には向かっておりませんが、子供たちが自ら学びたいことを見つけて探求していくためには、そういった形で自分で行動できるようなシステムというのは大変重要なことと考えております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そういうことをしていく中でも、このデリバリーサービスというのはすごく有効かなと。子供たちが一々借りに行くのではなくて、子供たちが学校でこんな本が読みたいという本が町立図書館にあったら、それをデリバリーサービスで届ける。そんなことができると、町の財産の有効活用にもなると思っておりますので、ぜひそのようなことを考えてやっていただければ、町立の図書館自体も大きな活用につながりますし、子供たちの図書の有効活用にもつながっていくと思っております。よろしく申し上げます。

それで、あと1つは、児童館とか放課後児童クラブ、そこに行って図書、その図書に関しても私は今回玉小にしか行かなかったのですけれども、玉小放課後児童クラブの図書があまりにも少なかったかなと。学校で本を借りてくるから大丈夫ですみたいな感覚だったのですけれども、そこも学校の図書館との連携が取れば、そこも有効にできるのかなと。どういう形で蔵書を増やすということもなかなか、あそこは公立でもないし、どうなのでしょう。そこら辺をちょっとお聞きしたいのです。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

[子ども育成課長 中野利宏君発言]

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

町立ではなくて、玉小クラブとか、そういうところのお尋ねかと思います。町立図書館のほうで不要となった図書なんかは、すぐ処分するのではなくて、必要ですかということで、保育所もそうですし、児童館もその中に入っていると思うのですけれども、まず聞いて、希望する施設につきましてはそれを払い下げるといふか、持っていってもらおうということで、図書館以外の場所でもさらに活用を図っているところなのですけれども、予算の中で運営委託料、指定管理料の中で図書の経費も見ておりますので、その中で購入していただくのが普通なのですけれども、それで足りない部分につきましてはそういったところでちょっと補充をしていただいたり、あるいはイベント等のときには団体貸出しという形で図書館から大型紙芝居もそうですし、いろいろ借りてくることができますので、借りる期間も普通の2週間よりも長く設定しておりますから、そういった形で買えないにしても、図書館に施設が借りについて、それを子供さんに読んで聞かせるなり、貸し与える、与えるという言い方は悪いのですけれども、読んでもらえるような、そういうような取組なんかもしていただければいいのかなというふうに思います。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

[8番 三友美恵子君発言]

◇8番（三友美恵子君） 子供たちが今本を読まなくなったような時代ではありますが、図書館はすごく大事なものだと思います。町立図書館を有効に活用しながら、学校、そしていろいろな施設でも本が読めるような形で、ぜひオンラインとか、そういうものを使いながら、デリバリーとか使いながら、全ての町民が本のいい影響を享受できるような形に進めていっていただきたいと思います。

終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。2時20分に再開します。

午後0時20分休憩

午後2時20分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、2番堀越真由子議員の発言を許します。

〔2番 堀越真由子君登壇〕

◇2番（堀越真由子君） 2番堀越真由子、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回5歳から11歳のコロナワクチンの接種が始まるということで、接種するしないの前に治験中であること、安全性、有効性、毒性などがまだ分からないワクチンであることから、現時点のコロナワクチンの情報、効果や副反応などを提供し、保護者が納得してワクチンを接種できるようにすることが行政の役割と考え、質問させていただきます。

1、新型コロナワクチン接種について町の考えを聞かせてください。1、未成年へのワクチン接種後の心膜炎や重篤な後遺症などの副反応がどれくらい出ているかを町は把握されていますか。

2、町民の中で、重篤な副反応が出たという報告はありますか。また、重篤な副反応が出た方へのサポート体制はありますか。

3、早ければ今年3月から、昨日お聞きしたら、11日から接種が始まるとお聞きしました。5歳から11歳への子供へのワクチン接種が始まると聞いています。厚生労働省のホームページにワクチンの安全性が2023年5月まで不明であるとあります。未成年、特に10歳未満の子供は感染しても重篤な症状が出たり、感染後亡くなることはほぼありません。ワクチン接種後に重い副反応や死亡する確率が増えるなど、リスクが高まることなどから、低年齢のお子さんを持つ保護者から、子供にワクチンを接種することの不安の声が上がっています。5歳から11歳への接種は努力義務が適用されていないことや、ワクチン接種についてのメリットだけでなく、リスクについてもしっかり周知し、保護者に接種するかしないかを選択していただく必要があると考えます。町は、ホームページなどで、副反応について住民に伝えていますか。

4、ワクチンについて、学校で先生が生徒に接種しているかを挙手させ、そのことが差別やいじめにつながっているとの報道がありました。玉村町の小中学校では、子供たちの間に差別やいじめにつながらないような取組はしっかりなされていますか。

2、学校でのSDGsへの取組について。1、子供の側からコンポストのことやごみの削減をすることで、自分たちの住む環境や地球環境を守れることなどを家庭で話し合うきっかけにもなるのではと考えます。フードロスやごみの削減について、子供たちへどのような教育をしていますか。

2、各学級にコンポストを置き、給食の残りなどを入れ肥料を作り、学級で育てている野菜などに使えばごみ削減にもなり、循環を学べると考えます。段ボールコンポストの設置は数百円でできます。各学級にコンポストを置く考えはありますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 堀越真由子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナワクチン接種の町の考えについてお答えします。まず、未成年者へのワクチン接種後の心筋炎や重篤な後遺症などの副反応がどれくらい出ているかを町は把握しているかのご質問にお答えいたします。新型コロナワクチンは、国が発症予防効果などの接種のメリットが副反応などのデメリットよりも大きいと判断し、接種を勧めております。ご質問の心筋炎等の副反応につきましては、令和3年10月時点の厚生労働省の報告によると、新型コロナワクチン接種後、ごくまれに心筋炎、心膜炎を発症した事例が報告されており、特に10代、20代の男性の2回目の接種後4日程度の間が多い傾向があると言われております。また、未成年者である12歳から19歳の報告頻度としては、ファイザー社のワクチンが100万人当たり男性3.7人、女性2.2人、武田モデルナ社のワクチンが100万人当たり男性28.8人、女性ゼロ人となっており、ファイザー社のワクチンのほうが報告の頻度が低い傾向があることを把握しております。いずれにいたしましても、ワクチン接種はあくまでご本人の意思に基づき受けていただくものですので、ご本人が納得した上で接種をご検討いただくようお知らせしております。

次に、町民の中で重篤な副反応が出たという報告はありますか。また、重篤な副反応が出た方へのサポート体制はありますかのご質問ですが、医療機関接種での副反応疑い報告の中にお一人の方が亡くなられた報告がありましたが、ワクチン接種時には特に気になる症状はなく、国においてはワクチンとの因果関係が不明な事例であると把握しております。そのほかは重篤と思われる報告はございませんが、町外での接種も多く、全数の把握はしておりません。また、重篤な副反応が出た場合には、まず接種医等に相談し、対応していただくとともに、万が一健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づき健康被害救済制度を活用し、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村を通じて給付が行われます。また、現在のところ、この制度を活用した町への申請はございません。

次に、5歳から11歳への子供へのワクチン接種が始まるに当たり、町はホームページなどで副反応について住民に伝えていきますかのご質問ですが、5歳から11歳の子供の接種券は2月末に個人通知で発送しておりますが、接種券や予診票、町からの接種のお知らせなどと一緒に厚生労働省からの効果や安全性、副反応などに関する内容のお知らせも同封しております。また、町ホームページや3月広報では、厚生労働省へリンクするように情報発信をしておりますので、ワクチンを受ける際には感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますよう案内しております。

次の学校における差別やいじめにつながらない取組とSDGsへの取組についての質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） ワクチン接種に関わるいじめや差別の防止についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、昨年県外の学校でワクチン接種の有無について子供たちに挙手をさせて確認したという報道がありました。ワクチン接種はあくまでも任意であり、接種の有無によって対応に差をつけることは許されません。また、挙手させる行為に差別の意図がなかったとしても、その後の感染が特定の子供のワクチン接種の有無と結びつけられ、不確かな情報が広がるなどの懸念もあるため、ワクチン接種の有無を一律に確認することは不適切であると考えています。

玉村町では、昨年7月に各学校と全保護者宛てにワクチン接種についての考え方や差別や偏見、いじめの防止等について通知いたしました。さらに、校園長会議等において、教職員の理解の徹底や不適切な指導の未然防止を図るよう指導を行いました。また、教育活動全体を通じて、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種だけでなく、全ての差別や偏見、いじめについて教職員と子供たちが一緒に考える機会をつくっています。

次に、学校におけるSDGsへの取組についてお答えします。2015年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致によって採択された持続可能な開発目標であるSDGsは、誰一人取り残さないことを誓いとしています。この誓いは、現在の学校教育が目指しているものと一致していることから、SDGsの視点を取り入れた教育活動は、教育委員会としても大変重要であると考えています。今回議員ご指摘のフードロスやごみの削減については、SDGsの2番、飢餓をゼロにや12番、つくる責任、使う責任に係ります。学校では、それらについて、例えば社会科では先進国が取り組むべき問題として食品ロスの解消を取り上げて学習し、家庭科でも自立した消費者として環境や地域等に配慮した消費生活を積極的に行うことを学んでいます。

また、玉村町の学校給食センターは、群馬県の食育推進実践協力調理場として、学校における食育の推進に向けて栄養教諭との連携による実践的な研究に取り組んでいます。その取組の中で、食べ物を大切に、食料の生産等に関わる人々への感謝する心を持つという食育の視点から、地元の農家の方との連携を図り、栄養教諭が積極的に地元産の食材を使った献立を工夫して給食を提供しています。また、生活科や学級活動、総合的な学習の時間、委員会等の活動で生産者と一緒に地場野菜の収穫体験を行ったり、育てた野菜や米を使って調理を行ったりしています。さらに、栄養教諭が給食時間に各学校を巡回して、農業委員や食肉学校などの生産者の方々とともに食材や栄養等に関わる食育を実施したり、夏休みに子供たちが考えた料理のレシピや食育標語、絵画のコンクールを行ったりして、子供たちの食に関する興味、関心を高めています。これらの取組を通して、子供たちが食を身近に感じ、食べ物を大切にしようとする気持ちが育ち、給食においては残量が減少するなど食品ロスをなくそうとする行動につながってきています。

ごみの削減については、特に小中学校の家庭科において持続可能な社会の実現について学んでおり、物やエネルギーを大切に使う学習において、子供たちが意見交流を通して考えを深めています。中学校においては、SDGsに向けた考えを基にリデュース、リユース、リサイクルの3Rにリフューズも加えた4Rの取組など、1つの教科にとどまらず、教科横断的に学び、子供たちが環境に配慮した

消費行動について考え、実践につなげています。

最後に、各学級用にコンポストを設置するというご提案についてですが、食べ残しの食品をコンポストで肥料として再生する取組は、子供たち自身が取り組める環境問題の解決方法として有効な方法の1つであると考えます。しかし、コンポストの設置場所や衛生上の問題などもあり、特に感染症が流行しているこの時期は慎重な対応が必要と考えます。子供たちが食品ロス削減に向けた取組を体験する1つの手だてとして研究をしてみたいです。子供たちが身近な問題を解決しようとする態度を身につけ、主体的に社会に参画する力を育成するために、今後もSDGsの視点を生かし、子供たちが持続可能な社会の担い手として成長できるよう、教育活動を推進してまいります。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 町のほうで副反応について周知しているというふうにお話を伺いました。

先日見つけたファイザーのCOVID-19ワクチンコミナティ筋注の日本における添付文書改訂についての文書を見つけました。この中に新たに心筋炎、心膜炎が現れることがあるため、被接種者またはその保護者に対して心筋炎、心膜炎が疑われる症状が認められた場合には、速やかに医師の診断を受けるようにと書かれております。先日町から配られたこの子供用、5歳から11歳用のワクチンの予診票にはそのような表記はありませんでした。

私は、昨日実は厚生労働省に電話をかけて、今の現状を聞きました。心筋炎、心膜炎が現れることがあるため、子供たちの副反応が出た場合にその責任の所在はどこにあるのでしょうかと聞いたところ、国は責任を取らない、所在が分からないと答えました。町で重篤な副反応について周知があまりされていないと私は感じます。もしも副反応が起きた場合に、町は責任を取る、そういうお考えはありますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 議員のご質問にお答えいたします。

こちらの5歳から11歳の接種については任意なものなので、実際に打つか打たないかを判断されるのは本人とご家族で決めることとなりますので、実際副反応等出た場合の責任というのは、やはりご自分になるのかなというふうに考えています。また、副反応が出た場合には、そういう救済制度もありますので、その辺を活用するような形になるのかなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今お答えいただいたのですが、十分に保護者がリスクとメリットを比べられるような材料が町のホームページにも、また厚生労働省のページにもすぐに見つからないようになっております。厚生労働省のページを開いてみても、比較的安全なワクチンですということが

書かれていて、副反応に関してはまた別の検索をして調べなければ出てきません。

いろいろなところのお医者さんだったりとか、あと議員さんも本当に大丈夫かというところで、どれくらいコロナワクチン接種後に人が亡くなられたか、また重大な副反応が起きているか、そういうことをだんだん発言するようになってきました。日本のコロナワクチン接種後の状況、1,312人死亡というふうになっております。戦後最大の超過死亡となっていて、2021年に6万人超えの異常増加をしております。ワクチン接種との因果関係は分からないと厚生労働省も言っております。ワクチンに関しては、今まで人類が受けたことのないmRNAワクチンであります。ワクチンの成分にあるLNP、これは全身に分布して、かなり毒性を持っているという研究結果が出てきました。医学論文の資料から、現在1,000本を超える調査済み医学論文が有害性、危険な副作用を示しているというデータがあります。

このことについて、町はお母さんたちに知らせていません。子供を大切に育ててきて、このリスクについて分からないから打つのが怖いと言っているお母さんがいるのですけれども、なぜ町はこういうリスクがあるということを町のホームページで知らせないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 今5歳から11歳のワクチンのほうが、厚生労働省のホームページとか行っていただくとQ&A形式になっていて、なぜ小児の5歳から11歳の接種が必要なのかということで回答も出ております。国とすると、5歳から11歳の小児に対して接種の機会を提供することが望ましいということが考えられることから、厚生労働省の審議会で議論された結果、予防接種法に基づく接種に位置づけ、小児を対象にワクチン接種を進めることとされましたということで、当然リスクも考えていただきながら打っていただくべきだと私も思います。それで、大切なお子様の命なので、私も自分も中学2年生の子供がいます。やはり打つときにはいろいろ調べたり、相談もさせていただいたりした結果、うちのほうでは打とうというふうな結論に至って打たせていただいたのですが、やはりそういうリスクも思いつつ、あとはご家族の中に高齢者がいたりとかという場合には、その方への感染とかも予防したいという思いのある家族もいらっしゃると思いますので、その辺が総合的にいろいろ考えた結果で、ご自身なり、もしくは家族なりで判断していただくことになるのかなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） では、リスクについて、誰から説明をお母さんたちは受けるのでしょうか。例えばお医者様が知り合いにいたりとか、身近に相談できる方がいれば、その方から聞いて、ほっとして打つ、そういうことはあるかもしれません。ですが、教えてもらったことがもし偏っていたら、お母さんがもし子供が重篤な副反応が起きたときに、なぜ私はもっと調べなかったのだろうと。このワ

クチンについて調べれば調べるほどいろんなことが出てきます。町は特に何もホームページには記載していなかった。そうなったときに、お母さんはなぜ町は知らせてくれなかったのだろうと思うと思います。

また、この新型コロナワクチン接種の予診票というものが町から配られました。これも厚生労働省に電話して聞いてみました。全国一律のものだそうです。ここに新型コロナワクチン接種希望書というものがあまして、医師の診察、説明を受け、接種の効果や副反応について理解した上で接種を希望しますか。ここに接種を希望します、しませんという文言があります。厚生労働省は、強くここで副反応について、一緒に伝えるように促しています。ですが、このことを厚生労働省に聞きましたら、医者任せで、医者が何を言っても構わない、特に規定はありませんと言っていました。ワクチンを受ける小児科によっては、このワクチンについての説明をしているところ、していないところ、差が出ると思います。町はこのことをどのように思いますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 当然接種をするときには、先ほど言ったとおり、医師による問診があります。その際に、いろいろな例えばお子さんであれば、かかりつけのお医者さんが多分いらっしゃると思うのですけれども、今までの経緯とか知っているお医者さんにその辺をよく相談されて、そこである程度の理解は得た上で打っていただくという形になると思うのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 町では、各お医者様がどのように説明するか、それぞれご存じですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 特にそこまでは把握してございません。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 10代のお子さん、大体この表を見ても陽性者数、死亡者数ともに0.00%になっています。50代から増え始め、60代、70代、80代以上となるとだんだんと数値が上がってきます。子供の症状は、玉村町ではどのようなものを確認されていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） よくある発熱だとか、そういった話はあるのですけれども、重篤化しているというのは特に聞いたことはございません。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今12歳から19歳の子供たちがワクチンを打ったことで6名亡くなっているという報告というか、因果関係は認められていないけれども、厚生労働省のページには6名亡くなったと書いてあります。その前の2年間で4名のお子様が亡くなられています。そのうち3人は基礎疾患があった。そして、1人は交通事故で亡くなった後にコロナの検査をしたらコロナであったということが書いてありました。その2年間で4人亡くなり、またワクチンが始まってからの1年間で6人のお子さんが亡くなっています。リスクとメリットを考えたときに、リスクのほうが高いと考えますが、町はどう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） こちらも打たれる方、ご家族の方でリスクとデメリットのほうを比べていただいて、打っていただくしかないのかなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 町は、なぜホームページにこのような重篤な症状が出るということを書かないのでしょうか。その理由を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） ちょっと難しい問題なのですがけれども、もちろんいろいろな情報等で必要とあるものにつきましてはホームページやメルたま等でお知らせしていきたいと考えております。重篤になるケースについてお伝えしていないということであれば、どういうものが情報に当たるかは、またこちらで精査しなくてはいけないのかもしれないのですが、その辺をまた検討させていただいて、出せそうなのか、出すべき情報であれば出していきたいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 厚生労働省では、398名の重篤な、12歳から19歳までのお子さんの症状が事細かに載っております。そのことを載せるつもりはありますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） その辺の内容につきましても、そのページを私まだ見ていないので、それを確認した後に検討していきたいなと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 早ければ11日から、5歳から11歳の子供へのワクチンが始まります。打ってしまってから重篤な反応が出て、それからでは遅いのです。そのワクチンの接種が始まる前に、ぜひホームページで知らせる必要があるかと思えます。

この遺伝子ワクチンなのですけれども、特例承認のワクチンであります。特例承認というものがどういうものなのかお分かりですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 詳しくは分からないのですけれども、特別に認められたワクチンだと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 外国で本ワクチンが既に対象となる疾患の予防に用いられていることを条件に、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある病気の蔓延を防止するための緊急の使用が必要な医薬品について、厚生労働大臣が専門家の意見を聞いた上で、通常の要件を満たさない場合でも承認が可能となる制度であるとあります。先ほど小さなお子さんに対しては、鼻水が出たり、喉が痛かったり、重篤な症例は認められないと言っていました。

この特例承認のワクチンであるということから、これを危険に思った泉大津市長の南出賢一さん、市長さんなのですけれども、健康な子供への接種に合理性を満たさない3つの理由という資料があります。この中で、本当にメリットよりもデメリットのほうが大きいと言っております。まず第1に、エビデンスがありません。令和4年2月9日、衆議院予算委員会で後藤厚生労働大臣の答弁で、オミクロン株については5歳から11歳の直接のデータは現時点で存在していないわけです。薬事衛生食品審議会においても、5歳から11歳に対しても成人と同様の効果があると推測されているのが科学的な正確な言葉と言っております。また、別のところでも、まずテレビでは重症化した人の数ばかりが強調されていますが、米国での調査によれば、デルタ株に感染した1万7,000人中、人工呼吸器が必要になるほど重篤になった人は11人でしたが、オミクロン株に感染した2万5,000人中には一人もいませんでした。新潟大学名誉教授医学博士がそうエビデンスを出しております。この治験中のワクチンを5歳から11歳の子供に打つということは、これから長期にわたってどんな影響が起きるか分からないワクチンの子供の体内に入れるということです。町からどんなリスクがあるということちゃんと知らせていないのに、その小さな体にワクチンを入れてもいいと思っているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） このワクチン接種の問題は、あくまで任意性ということが1つの担保だと思います。

それから、では任意性であるけれども、正しい情報提供をするというのが任意性を強く担保するものだというふうに考えていますので、今聞いた情報について医学者ではないので、詳しいところは分かりませんが、早急に検証して、対応できるところは対応していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） お答えありがとうございます。

実は、うちの息子は3年間、薬害で苦しみました。24時間お風呂に入りっ放しで、かゆい、かゆいと言って眠れずに、ずっと3年間過ごしていました。それを見ている家族は、やはり地獄のような苦しみでした。このワクチンを受けて、重篤な症状が出ているというお子さんが日本に398人もいます。そのワクチンを打ったことで、2か月熱が出っ放しだったりとか、歩行困難になったりとか、学校に行けていたのに、もう学校に通えなくなってしまった。勉強しても頭に何も入らない。そういうお子さんが増えています。そんなお子さんを見る親の気持ち、そしてずっと後悔し続けなければならぬ親の気持ちが私はよく分かります。町のほうでホームページに載っていれば、こういうリスクがあるのだなということを見て、公平に自分で決めて打つことができると思うのです。リスクについて特に何も、比較的安全なワクチンですと書いてあるものだけを見て接種してしまったときに、もしも万が一重大な副反応が起きてしまったら、取り返しのつかないことになるのです。ぜひ早急に正確なものを調べて、町のホームページにリスクとして載せていただきたい。そして、お母さんがちゃんと自分でこのくらいリスクだったら打ってもいいかと判断する材料として、ぜひそのことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 町長がおっしゃったとおり、早急に対応していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 4番のワクチンについて、学校で先生が生徒に接種しているかどうか挙手させていると、いじめにつながっているという問題で、玉村町では子供のことをよく考えて、子供たちのためにいろいろなことをやってくださっていることに心から感謝します。

次の質問の、学校でSDGsへの取組についてお話しさせていただきます。先日このごみのことを扱うので、町の焼却施設を視察させていただきました。そこの職員さんは朝の9時から5時まで、本当にたくさんものを仕分けして、本当にSDGsの理念にかなったように、細かく、細かく分別していらっしゃいました。担当の方は、ここまでやっている自治体はなかなかないのだよと笑顔でお話

ししてくださったことが本当にうれしくて、町の中で自分の仕事に誇りを持って働いている方がいらっしやるのを本当にうれしく思いました。

そして、ちょっと質問なのですけれども、このSDGsについて、子供たちはなぜSDGsに取り組まなければならないのかということを知って、目的を持ってされているのでしょうか。というのも、グレタさんが、地球環境はこれからどんどん悪くなって、暑くなってしまって、自分たちが勉強しても地球の環境は本当にもうどうにもならないことになってしまうのではないかとSDGsに取り組んでいます。そこまで日本の子供たちが悲壮感を持ってやらなくてもいいと思うのですけれども、なぜSDGsをやるべきなのかということ、目的を持ってやると、学ぶ意欲ももっと高まるのではないかと思います。すみません。どうでしょう。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） SDGsにつきましては、ご案内のとおり、現在世界規模で、地球規模で取り組まれていることでもありますけれども、ご案内のとおり、包括的な17の目標を掲げ、169の具体的なターゲットを掲げて、2030年を目標年度として推進されています。

そこで、教育という面から考えますと、SDGsの実現のためにESD for 2030というものがあります。ご案内かもしれませんが、ESD、エデュケーション・フォー・サステイナブル・デベロップメントです。日本語でいうと、持続可能な開発のための教育ということです。そして、そのESDの中では、SDGsの17の目標をにらんで、15の教育の観点を示しています。その15の観点というのは、17の目標の中に全て含まれています。したがって、SDGsを推進していくために、また実現するために、教育ではESDを推進していきましょうということで進めています。そして、それがSDGsと同様に2030年ということです。

さらにもう一つ、CSというのがあります。コース・オブ・スタディー、日本語でいうと学習指導要領ですけれども、この学習指導要領、小学校では昨年度から、中学校では本年度から全面実施をされております。そして、この学習指導要領というのはおよそ10年に1度、改訂をされております。したがって、まだ始まったばかりですけれども、10年後、約2030年くらいにまた改訂されるだろうと思いますけれども、そうした中でSDGsの17と、それからESDの15と、学習指導要領に示された内容を照らし合わせてみますと、全て学習指導要領の内容に含まれております。ということは、つまり学習指導要領で示された内容を実践していくこと、イコールSDGsに迫る、ESDに迫るということになると私は考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） とてもつながりを感じられて、1つのことがいろんなことにつながっているということを教えていただきました。ありがとうございます。

先ほど新井議員さんもお話しされていたのですけれども、「広報たまむら」で例えば先ほどコンポストのことを言ったのですけれども、大人になってからごみ、今まで捨てていた便利な捨て方、簡単な捨て方をやめるというのがなかなか難しいかなと思いました。子供と一緒に学校でこんなことをやったのだよ、SDGsはこんなのだよ、ごみの捨て方はこうなのだよ、コンポストで大根作ったよ、例えばそんなふうに家庭の中で子供が話をすると、大人はほかの大人に言われると何言っているのとなってしまうところもあるかなと思うのですが、子供から言われると素直に聞いて、そうか、地球環境にいいのだねと、家庭内で楽しくやっていけるのではないかと感じました。何事も楽しみながらやるというのがキーワードではないかと感じています。

ごみの問題は、町では本当に細かく分類されていたのですけれども、やっぱりごみのマナーがなっていないという声も聞きました。それを例えば町が困っている、こんなことで困っている、油のまま瓶を捨てないでほしいとか、そういうことを広報でただ普通にごみを捨てるというのではなくて、こういうところを協力してもらえるとうれしいということを伝えていったら、協力してくれる方が増えるのではないかと考えました。子供が例えばなかなか学校に行きたくないというときに、何で学校に行きたくないのかなと聞いたら、いろいろ自分で決めたいのだと言っていました。その後また学校に行くようにはなったのですけれども、子供の目線だったりとか、自分で決めたい、こうにしていって楽しいだろうなということを、例えばSDGs、ごみ捨てという特集を組んで広報に載せていただいたり、子供の気持ち、子供の思いだと大人もすんなり受け入れられるのかなと思いました。広報には、空きのページというのはもうないのですか。全部ページは決まっているのでしょうか。通告外かな。

◇議長（石内國雄君） 学校でのSDGsという形になっていますので、その範囲内で通告のほうが。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ごめんなさい。SDGsに絡めて例えばごみ問題ということで、子供だけではなくて、大人も一緒に取り組んでいけたらいいなということで、大人がこのようにごみ問題に取り組んでいます、子供の目線から分類していくといいのではないかな。

◇議長（石内國雄君） すみません。学校でのという前置きを置いてしまったからSDGsになっていますので、SDGsの中で学校ではどうだ、あれはどうだという質疑ではありませんので、ちょっと外れるのかなと思います。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 分かりました。では、また次回質問させていただきます。

すみません。ありがとうございました。終わりにします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時15分に再開いたします。

午後3時1分休憩

午後3時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） お許しいたきましたので、1番の羽鳥光博です。質問通告書に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、毎日ニュース、SNS等、ロシアとウクライナの、ロシアの侵略のこと、コロナのことが吹き飛ぶように、また北京で行われていますパラリンピックも吹き飛ぶようなニュースの状態でございます。私といたしましても、これにつきましては日本の国土とか領空、領海を考えますと、対岸の火事ではないし、他山の石として国民として対応しなければいけないと思っております。私は自分としてできることは何かというふうなことも少し考えまして、3番に主権者教育の推進について、引っかけ方が悪いと思われるかもしれませんが、そこら辺のところは答弁の中でお教えいただきたいと思っております。

また、本日は萩原総務課長がご退職というようなことで、私ごとの的になりますと、平成5年に私も県庁の地方課財政係にいたときに決算統計のヒアリングをしたときに、玉村町のほうから萩原課長が来ていただいたということをよく覚えておりまして、それ以来のお付き合いというようなことで、また本日もご答弁いただけるかと思っておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問通告書の1番、令和4年度施政方針についてでございます。玉村町の町長の施政方針の演説、説明の中で、玉村町の財政健全化のに向けた取組について細かく教えていただきたいと思っております。また、その文章の中で、運営面について収納率の向上に向けたことも記載がございまして、県の職員で全部見ました関係もありますものですから、群馬県と連携した取組はあるのかと。そういった効果で効率は上がっているのかどうか、お教えいただきたいと思っております。

それから、施政方針の2番目といたしまして、未来への投資ということで、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地の造成事業の今後の具体的なスケジュールと企業誘致のコンセプトをお教え願いたいと思っております。

次に、2番、乗合タクシーたまりんについて、昨年12月議会でも質問させていただきましたけれども、また再度させていただきます。町民の貴重な税金を使って、運行に長年赤字補填をしている現状に対しまして、現状をしっかりとデータ検証し、町は実情と改善方を町民に示す義務があると思っております。多くの町民に利用してもらえない運行システムを見直し、すぐに改善の方向に移るべきであると考えます。次の点を踏まえて、執行部としての見解をお聞かせ願いたいと思っております。

1番、年々右肩下がりに減っている乗車人員数の推移。

2番、使った経費、赤字額の推移と累計はどうか。国からの補助金で大きな損失にはなっていないという12月議会での町の答弁がありましたけれども、国税も町民が負担しているので、説明が十分であると思います。国税の補填とはどのくらいの割合で、今後安定的に来るものであるのかどうかという点でございます。

3つ目、今後の改善の見通しを明示していただきたい。具体策として提案いたしますと、12月議会でもるるお話ししましたけれども、幹線運行と駅へのアクセス。

イとしまして、大規模団地、例えば文化センターの周辺等からの発着を考えていただけたらどうかというものでございます。

3番目、主権者教育の推進について、これは侵略とか戦争とか、そういったことが今大変な問題になっております、世界を揺るがす。人を育てるというふうな意味で聞かせてもらいます。次世代の子供たちが国のこと、群馬県や玉村町のこと、地元、地域のことに関心を持ち、公共的なことを考え、国を愛する気持ちを持つことは大切なことであると。そこで、主権者教育を推進するため、玉村町及び玉村町教育委員会、初等中等教育段階における取組、その法令、国の通達、通知も含んで、根拠をお教え願いたいと思います。これは、執行部側の町と、教育委員会ごとにと取組とその根拠を教えてください。

2番目、政治教育における政治的教養の教育について、取組を教える教員の研修とか教材はどうなっているのか、お教え願います。

最後に4番目、角淵の水辺の森公園への夜間立入りの規制について。マスコミにも取り上げられましたが、冬に岩倉橋下流に訪れる白鳥に何者かが発砲音で脅かして多くの白鳥が避難し、数が激減いたしました。また、ぼや等の問題で、消防車、警察車両が出動する騒ぎが度々起き、地元住民は不安を感じております。そこで、次の点についてお聞かせ願います。

1番、キャンプ場はこのまま廃止し、宿泊を伴わない施設にできないか。

2番目、バーベキュー場も裸火を禁止して、ガスコンロ等の使用とし、事前に町へ責任者の届出をすることができないか。

3番目、河川敷には夜間の車両の進入を禁止し、岩倉橋際の入り口とグラウンドゴルフ場際の入り口に車両進入防止のポールを立てて、夜間6時から朝方8時までは乗り入れをさせないようにしてはどうかというふうなものでございます。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えいたします。まず、1つ目の玉村町の財政健全化に向けた取組は何かとのご質問でございますが、本町ではこれまで経常収支比率の硬直化と財政調整基金

の減少という状況から脱却し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立に向けて財政健全化の取組を進めてきました。現在財政構造の硬直化を示す経常収支比率では、最も高かった平成28年度の97.8%をピークに、令和2年度決算では90.9%まで改善しております。

一方、財政調整機能の役割を果たす財政調整基金では、ピーク時に30億円以上あった残高も、平成30年度末には約12億円まで落ち込みましたが、令和3年度末残高では19億円程度まで持ち直す見込みとなりました。しかしながら、令和4年度当初予算においては、財政調整基金から取崩しを6億円見込んでおり、ここ数年を見ても当初予算編成では平均的に7億円程度の財源不足が生じていることから、改善傾向にあるとはいえ、依然として厳しい財政状況にあります。したがって、コロナ収束後の社会を見据え、本町が持続的に発展し、魅力あるまちづくりをしていくためには、引き続き手を緩めることなく財政健全化の取組を推進していく必要があると考えております。

具体的には、短期的な取組といたしまして、町民生活にしわ寄せが生じないように配慮しつつ、固定費の無駄を省き、コスト削減を図りながら、継続した事務事業の見直しはもちろん、時代の変化に伴い、役割が終了した既存事業のスクラップなど、不断の努力を行っていくことで、新たな行政需要に的確に対応する歳出の見直しをいたしました。長期的な取組といたしましては、本町の恵まれた立地環境などの特徴を生かした若い世代の移住定住促進や子育て支援、魅力発信による交流、関係人口の増加、企業誘致による産業振興など、将来的に税収確保につながる事業を積極的に推進していくことで、財政基盤を確立し、財政健全化に努めていきたいと考えております。

次に、運営面で収納率の向上に向けた群馬県と連携した取組はあるか、その効果はどうかについてお答えいたします。群馬県と連携した取組としましては、中部地区地方税対策会議と中部地区地方税徴収対策推進会議に参加し、群馬県や構成団体と連携して地方税の賦課徴収に係る諸問題や徴収対策について情報交換を行っております。この対策会議の事業の中で賦課徴収に関する研修を開催し、職員の人材育成やスキルアップにつなげております。収納率の向上に向けた取組としましては、不動産合同公売会の実施、現状分析や課題について、県職員と構成団体の職員との情報交換を行うことで職員の資質が向上し、効果的な徴収体制を行うことにより、税収を確保することができているものと考えております。

次に、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地の造成事業の具体的なスケジュールと企業誘致のコンセプトについてお答えします。まず初めに、造成事業の具体的なスケジュールですが、群馬県企業局による造成工事が令和4年5月頃から始まる予定です。それに併せて、町負担で道路改良工事や水道管布設工事などの周辺工事を実施いたします。造成工事は、令和5年度中に完了する予定となっており、分譲は公募による選定で、県企業局が実施いたします。公募時期については早期に分譲できるよう、県企業局と調整を進めてまいります。造成工事完了後、確定測量や分譲のための土地の合筆及び分筆作業を実施いたしますので、企業への分譲は令和5年度末以降となる予定です。

続きまして、企業誘致のコンセプトですが、対象業種は製造業のほか、製造業に附随する業務を行

う物流業、流通業、サービス業等となっております。選定については審査基準を設け、申込み時に企業から地域貢献を含めた事業計画を提出していただき、審査する方法を予定しています。現在町内外の企業から多数問合せが来ております。当団地は、産業拠点となる工業団地を形成し、町の財政基盤の安定化と雇用機会の創出を目的に事業を進めておりますので、今後も県企業局と調整を図りながら、企業誘致を進めていきたいと思っております。

次に、乗合タクシーたまりんについてお答えいたします。まず、乗車人数の推移ですが、運行を開始した平成13年9月から平成14年3月末までの乗車人数は7,859人で、翌平成14年度は1万6,005人、翌平成15年度は2万1,710人と右肩上がりに上昇し、平成18年度は最高の2万7,791人となりました。翌平成19年度は2万6,381人、翌平成20年度は2万3,823人と減少傾向となり、平成25年度のダイヤ改正により平成26年度は1万7,699人でありました。平成27年度は1万7,949人と増加に転じたものの、平成28年度は1万5,274人、平成29年度は1万4,673人と減少に歯止めがかからず、平成31年度は1万3,933人、そして令和2年度は新型コロナウイルスの影響により7,303人と、前年度と比べ約半減いたしました。最新の令和3年4月から令和4年1月末までの利用者数は5,374人となっており、令和3年度の利用者数は前年度をさらに下回る見込みとなっております。

次に、たまりんの経費についてお答えいたします。たまりんに関する支出は、適正利潤も含めた総事業費に運賃収入等を引いた金額を事業費として支出しております。一方、たまりんの歳入は、県補助金及び対象事業費の80%がルール分として措置される特別交付税がございます。全体事業費に対して、県補助金及び特別交付税で足りない分を赤字額と考えますと、その推移は平成24年度537万8,000円、平成30年度610万4,000円と、平成24年度から平成30年度まではほぼ横並びで推移しております。令和元年度は車両購入もあり、赤字額が743万6,000円と増額しました。令和2年度及び令和3年度は、特別交付税が財政力補正により対象事業費の80%から、さらに55%減額されたことに伴い、赤字額は令和2年度が1,896万1,000円、令和3年度が1,939万7,000円と大幅に増額しております。特別交付税が事業費に占める割合は、平成24年度から令和元年度まで事業費に対しおおむね73.2%前後でありましたが、令和2年度からの特別交付税の減少に伴い、令和2年度及び令和3年度は約40%と大幅に減少しております。赤字額の累計につきましては、平成24年度から10年間で8,380万円となっております。

今後安定的に国からの特別交付税が来るものなのかとのご質問でございますが、ルール分として措置される以上、必ず算入されることとなりますが、令和2年度から財政力補正による割り落としが始まったことから、算入率に変動が生じる可能性があることは否めません。万一算入されないようなことになれば、町の特殊財政事情分として措置されるよう、積極的に要望していきたいと考えております。

次に、今後の改善の見通しについてお答えします。羽鳥議員からご提案いただきましたたまりんの

幹線運行と駅へのアクセスにつきましては、既存の路線バスが運行しております。同じルートでの運行は民業圧迫となることから、たまりんを延長することが難しいため、路線バスの増便を要望しておりますが、利用見込みが不透明であることなどから増便は見送られております。また、大規模団地（文化センター周辺等）からの発着についてでございますが、令和3年1月のたまりんダイヤ改正により、文化センター西側へ交通広場の運用を開始し、町内4路線及び高崎直行便、伊勢崎直行便の発着を行っております。路線バスについては、新町玉村線の交通広場乗り入れをこの春に見込んでおりましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、利用見込みが不透明であることから、今回は見送られることとなりました。引き続き交通広場への路線バス乗り入れを誘致してまいりたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、減少し続ける乗合タクシーたまりんの在り方については、町全体の移動に関するニーズや課題を整理した上で、今後の当町の情勢を踏まえ、総合的かつ戦略的に根本から見直す時期に来ていると感じております。そこで、公共交通担当のみならず、企画政策担当、福祉担当、都市計画担当などが横断的にそれぞれの課題を研究するため、まずは庁内での検討委員会を設け、研究していきたいと考えております。

次の主権者教育の推進についてのご質問は、教育長及び玉村町選挙管理委員会書記長からお答えいたします。

次に、角淵水辺の森公園への夜間立入りの規制についてお答えいたします。まず、角淵のバーベキュー場、キャンプにつきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年7月より閉鎖しておりますが、新年度より施設の利用を再開する予定となっております。

また、キャンプ場を廃止し、宿泊を伴わない施設にできないか、バーベキュー場も裸火を禁止し、ガスコンロ等の使用とし、事前に町へ責任者の届出をすることはできないかとのご提案について、宿泊や裸火の制限は、施設の性質上、難しいと思っておりますが、議員ご指摘のように、ぼや等による緊急車両の出動があったことは町でも承知しておりますので、新年度の利用再開に際し、誰がいつどの規模で使用したか、公園管理者として把握、管理を行い、利用者にも責任とマナーを守っていただけるようにするため、完全予約制として利用を再開する予定です。利用申請については、窓口にて申請いただき、利用上の注意事項を遵守するよう承諾書に署名し、申請するようになりますので、利用者の責任とマナーの向上が期待できると考えております。また、申請者以外の利用も想定されるため、毎日の巡視も行う予定です。

次に、河川敷の夜間車両の進入禁止ですが、地元と河川管理者との協議等が必要となり、おのこの意向も踏まえた上での協議となるため、現状では難しいと考えております。今後関係者と協議しながら、利用者には十分自然に親しんでいただき、気持ちよく利用していただくことを目指すとともに、地元住民が不安を抱かないような施設管理を行ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 主権者教育の推進についてのご質問にお答えします。

まず、玉村町教育委員会の主権者教育の取組とその根拠についてお答えいたします。教育分野の最上位法である教育基本法第1条では、教育の目的を「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とし、第14条には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」。第2項として、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならない」と明記されています。

さらに、文部科学省主権者教育の推進に関する検討チーム最終まとめ、「主権者として求められる力を育むために」において、主権者教育の目的は単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、「主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題を社会の構成員の一人として主体的に解決する力を身につけること」とまとめられています。さらに、「主権者として求められる能力を育むだけではなく、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根づく子供たちを育てるなど、地域の振興、創造の観点からも重要である」とあり、「主権者教育の推進を図るためには、学校教育だけではなく、家庭や地域も主権者教育の担い手としての役割を果たす必要がある」とも示されています。

さらに、学習指導要領には、「主権者として持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」と明記されています。

以上のことから、玉村町としては、初等中等教育段階における主権者教育が目指すものは、次の2つであると考えています。1つは、子供自身が自分たちのことは自分たちで決めていく力を育てること、いわゆる自治能力を育てることです。

2つ目は、自分は社会の一員であり、社会とつながっているという自覚と意識を持たせることです。そのため、玉村町教育委員会では、子ども議会、子ども会議、地域とともにある学校づくりの推進を主権者教育の中核として位置づけるとともに、学校の全教育活動を通して推進しております。子ども議会は、今年度で3回目の実施となりました。子ども議会の目的は、次世代を担う子供たちが玉村町の将来について考え、質問や提案をすることでまちづくりへの関心を高めるとともに、町政への参画意識を醸成する。また、子供の視点から見た玉村町の課題及び意見などについて、今後の施策等の参考とするです。子供たちが玉村町の課題は何か、玉村町をさらによくするためには何が必要かを真剣に考え、この議場で質問、提案したこと自体が、まさに主権者教育と言えます。

子ども会議は、群馬県のいじめ防止推進事業の一環として平成27年度から継続して実施しています。学校をよりよくしていくために課題について話し合ったり、情報交換をしたりして、今の自分たちに何ができるかを考え、発信する取組を行っています。今年度は、みんなで考えようをテーマとし、校内での身近なトラブルを例に挙げ、解決策をグループごとに考え、意見を出し合い、発表しました。

会議で学んだことを自分たちの学校で広め、よりよい人間関係を築くための行動へとつながりました。子供たちが直面する課題に対して、気づき、自分事として捉え、意見を持ち、議論や判断をし、行動することで、自治能力が身についていくと考えます。

地域とともにある学校づくりは、平成30年度から推進している事業です。地域の方々に子供たちの学びを支援していただいたり、子供たちが地域に出て様々な体験を積んだりするなど、地域に学ぶ、地域で学ぶ、地域を学ぶための学校園の教育活動を教育委員会として支援しています。地域人材や地域資源に関わることにより、自分は地域の一員であるという意識が子供たちに芽生え、玉村町に愛着や誇りを持つことに結びつきます。小中学校では、そのほかに生徒会本部役員立候補選挙、生徒会活動、児童会活動、各行事の実行委員による企画、立案、運営、特別活動、学級活動など、主権者教育に関わる様々な教育活動を行っています。

次に、政治教育における政治的教養の教育への教員の研修や教材についてお答えいたします。現在群馬県の教員研修において、政治的教養の教育に特化した研修は行っておりませんが、教材については文部科学省が高校生向けの副教材「私たちが拓く日本の未来」及びその指導資料を作成し、高等学校に配布しています。しかし、小中学生向けの教材は発行されていませんので、玉村町では神奈川県教育委員会作成の「小中学校における政治的教養を育む教育とは」を配布し、政治的教養の教育の基本的な考え方を共有し、指導に生かしております。

また、昨年度の玉村町教育研究所では、玉村町を愛し、玉村町を誇りに思い、世界で活躍する子供たちを育てることを目指し、子供たちが地域に出て様々な体験を積んだり、地域人材や地域資源に触れて地域への理解を深めたり、地域の未来について思い描いたりすることができる学習について研究いたしました。キャリア教育の視点からの研究ではありましたが、政治的教養の基礎を育成するための主権者教育の目的の1つである、自分は社会の一員であり、社会とつながっているという自覚と意識を持たせることと一致しております。

昨年度の研究の成果は、冊子「ふるさと玉村わくわくキャリア学習プラン」としてまとめました。この学習プランは、未来の私たちの玉村町について提案しようという内容で、子ども議会につながる活動を取り入れるなど、玉村町を誇りに思い、町や社会への参画意識を持って行動する子供を育成する教材として、町内全教職員に配布し、各校における実践に生かしております。

今子供たちが大人になった世の中を予測することは困難な状況にあります。玉村町教育委員会としては、未来に生きる子供たちが自ら考え、判断し、自己実現に向けて主体的に行動する力、すなわちセルフマネジメント力を発揮し、主体的に社会参画していけるよう、教育活動全体を通じて主権者教育の充実を図ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 萩原保宏君登壇〕

◇選挙管理委員会書記長（萩原保宏君） それでは、主権者教育の推進についてお答えいたします。

まず、選挙管理委員会における主権者教育の法的根拠ですが、公職選挙法第6条に規定する選挙に関する啓発、周知等の一環として実施しております。総務省では、平成23年に設置した常時啓発事業のあり方等研究会の最終報告書において、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくことを主権者教育とし、その取組を推進してまいりました。

実際に選挙管理委員会で行っている主権者教育の主な取組としましては、高校等における選挙出前授業や、明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施、中学校、高校で使用する補助教材の配布等がございます。選挙出前授業につきましては、高校の授業の一環として、選挙の意義や選挙制度に関する講義、または実際の選挙を想定した模擬選挙を行うものであり、県選挙管理委員会と町選挙管理委員会が共同で行っております。特に模擬選挙については、実際の投票前に模擬的に選挙を体験することにより、投票所での投票に対する抵抗感が低くなることが期待されています。実施に当たっては、それぞれの高校が年間の授業カリキュラムにおいて主権者教育を計画し、選挙管理委員会に出前授業を依頼する形になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で集団で集まる機会が設けられなかったり、授業時間の確保が困難であったりしたため、ここ数年は開催されておられません。今後それらの状況が整えば、実施してまいりたいと考えております。

次に、明るい選挙啓発ポスターコンクールにつきましては、将来の有権者である児童、生徒を対象に、選挙に関する関心を高めてもらうため、明るい選挙を呼びかけるポスターを募集するものになります。令和3年度は、小中学校を合わせて23名の応募がありました。残念ながら県の入選者はおりませんでした。昨年度は優秀賞に入選した生徒もおり、選挙について考える1つの機会になっているものと考えます。

また、先ほど教育長が申し上げましたように、県選挙管理委員会では中学校の公民の授業で活用してもらうために作成した選挙啓発教材を全中学校に配布するとともに、総務省と文部科学省が共同で作成した副教材を高校に配布しております。さらに、近年はコロナ禍のため実施していませんが、過去には成人式に新成人向けパンフレットを配布したり、県立女子大学の学園祭において本物の投票箱と記載台を貸し出して模擬店の人気投票を行ったり、ぐんまちゃんやたまんといったマスコットキャラクターと一緒にショッピングセンターや道の駅で啓発活動をしたりするなど、選挙を身近に感じてもらう、関心を高めてもらう取組も行っていました。選挙管理委員会といたしましては、今後も引き続き啓発活動を実施し、主権者教育を推進したいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 最初の施政方針演説の中の町長からご答弁いただきました中の経常収支比率のことが出てまいりました。

地方自治体の財政の弾力性を示す基本的な指標の1つで、これは分子に人件費、法令に基づく扶助

費とか公債費、分母に経常一般財源とした率でございまして、総務省の指導では、市町村では75%を上回らないことが望ましいとされておりまして、100%を超えると危機的状況であり、新規事業ができなくなるというふうなことで、昨年の9月でしたか、町の決算、2年度決算の指標を見てみますと、2年度が90.9%、これ町長お話になりましたとおりで、10年前の平成22年が84.7%というふうなことで、総務省の指標、指導の望ましい75%から見れば、この統計分析の表を見ますと、町村計も市計もみんな高いです。平成22年の玉村町が84.7で、町村計が83.4ですから、押しなべて高いところで90%台の後半からやや持ち直して90.9になったというふうなことですけれども、非常に高いという中で、これとセットでよく財政指標で使われるのが公債費負担比率がございまして、経常収支比率は弾力性、公債費負担比率というものは財政構造の硬直化を示す財政指標になっておりまして、これはセットなものですから、よく使われる指標として。これの玉村町今現在における、最近の決算における公債費負担比率を教えてくださいと思います。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 最近の比率ということですが、令和2年度決算では9.8%ということでございます。なお、このほかに健全化判断比率というものがございまして、この中に実質公債費比率ということで、ここから先ほどの簡単に言うと実質公債費比率からさらに交付税措置で地方債の元利償還金で影響される部分を除くという数字がございまして、これは4.3%ということで、県内の中では4番目にいい数字ということでございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 公債費負担比率につきまして、補足して新しい率を教えてくださいなのですが、公債費です。充当されている一般財源、一般財源総額に占める割合ですから、この率が高ければ高いほど財政構造は硬直化するというので、今総務課長のお話ですと、玉村町は4番目というふうなことでいいのだというふうなご答弁でしたけれども、それに比しても経常収支比率、財政力指数の代表的な指数が9割台というふうなことは、町長の一般の施政方針演説にも非常に弾力化、硬直化が進んできているというふうなことのくだりがありますから、この辺はいろいろ注視して、財政運営していただきたいというようなことで、事業を起こすときにできるだけ特定財源、国庫負担金、国庫支出金、県費支出、それから寄附とか、特定財源をもって一財を少なくするというふうな手法をもって、いろんな指標、指数を下げていくというふうな手法がよく取られるのですけれども、財政を予算編成するときにそういった工夫はされておりますか、お考えをお聞かせください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 町で予算編成をするに当たって、まず第一に考えるのは、やはり国庫補

助事業であるとか、県の事業であるとか、あと地方債を借りる場合でも元利償還金を後年度交付税で見てもらえる、こういった事業については優先的に取り入れておりますし、新たな事業をするときもなるべく補助対象であるとか、有利な起債対象になるようなものを選択して実施しているということでございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 私質問が多いものですから、次の同じ施政方針演説でお聞きしました中で収納率の向上というふうなところのくぐり、町長にいただいた施政方針の中にも、玉村町は財政運営において収納率の向上を目指す。これは当たり前のことございまして、徴収歩合を上げるというふうなことなのですけれども、私も群馬県にいたときに税の関係をやっていましたものですから、県と連携した中で不動産の合同公売とか、会議への参加とかいろいろ出てきましたけれども、一番町税の中で主要2税と言われる個人の住民税、あと固定資産税、この2税でもって大体町税の9割と大勢を占めるわけですから、特に個人の住民税の徴収率というふうなものを上げていかないと、安定的に上げていかないと、これは前年所得に応じた賦課徴収なものですから、安定財源ですから、大体20億円ですか、今見ているのは。頂いた表で見ますと町民税が大体歳入で令和4年度が全部で46億円のうち町民税で21億円で、固定資産税で20億円、主要2税でほとんど大体9割以上の歳入予算を見積もっているわけですし、決算でもそういう数字は出てくるのでしょうけれども、そういった中で個人の町民税、県民税も合わせた個人住民税を賦課徴収するときに、基本的にはサラリーマンであれば天引きをされますから、所得税と一緒に県市町村民税を事業主が徴収をして、県や町に払い込むというふうな制度はあります。町に、税務課長ですか、この件です。お聞きしたいのは、平成29年度から県下一斉に個人住民税の特別徴収義務の一斉徴収が開始されたというふうなことで、要するにお給料を従業員に払う事業主は、所得税を徴収するときに必ず県市町村民税を徴収して市町村に払い込むということで、100%の徴収率を上げるというようなことになっているので、この現在の状況と、これは条例でもって事業者を指定するということになっているのですけれども、今現在どのような状況で効果を上げていますでしょうか、上げていないでしょうか、お聞かせください。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 丸山智志君発言〕

◇税務課長（丸山智志君） お答えいたします。

羽鳥議員がおっしゃるとおり、平成29年度から群馬県内で一斉に個人事業主なども新たに特別徴収の対象者に指定をいたしました。そのことによって、今まで平成28年度では特別徴収の割合が7割程度だったものが8割、1割増えた形になっております。事業者数につきましても、約1,000事業所増えたような形になります。特別徴収分の納付につきましてもは約1億円以上増えているような形になっております。納付率につきましても、特別徴収が増えたことによりまして、全体

としては収納率のほうが少し上がっております。現在におきましては、そのような収納率の状況を維持しているのが現在の状況となっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） ありがとうございます。

従業員の方が町内に住んでいる事業主、会社や工場や事業所へ勤めている従業員の方が、普通徴収では年4回の支払いということで役場に出向くとか、金融機関に行かなければならないところを、所得税の源泉徴収と合わせて給与から引去るというふうなことであれば、毎月12分の1に分割してお納めいただくというふうなことで、額的にも月ごとですから低い額であり、また納め忘れがないということで徴収率が確保できるというようなことで、非常に利便性が高くなるということで、これは地方税法上法律で決められたことでありますから、ただ当初は選択制であって、事業主は選択制であるから完全に所得税と一緒に市町村民税を徴収しなかったのですけれども、法律的に決まっていますから、しっかりと29年度から一斉徴収が始まったということで、今お聞きしますとかなりのいい成績で7割から8割の率とか、額的にも出てきているというふうなことで、こういった県との連携を今後も深めていっていただきたいと思っております。

それで、次は施政方針演説の中のもう一つの企業誘致のコンセプトです。高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地造成事業のことについてお聞きします。町長のほうから誘致のコンセプトをお話いただきまして、企業局が工業団地を令和5年度末辺りから分譲していくというふうなことで、公募でまた審査基準もあるというふうなことです。15.4ヘクタール、この間全協で説明を受けましたけれども、ここは分譲されるというふうなことで、私も昨日、4月の議会だより用にこの写真を撮ろうと思って、行って写真を撮ってきまして、やはりスマートインターチェンジに道の駅玉村宿から上がるのところから北西に向かって写真を撮りましたけれども、非常にいい適地を選んで、玉村町の都市計画を変えて適地を選ぶとすれば、ここがベターかなと思っております。今後こういった適地が玉村町の中で見つかるかどうか分かりませんが、いずれにいたしましても私といたしますと、町もいろんな誘致の条例はございますけれども、ここは企業局が分譲するといえども、町も相当に関与して、できるだけ雇用を生み出して、そして安定的な税金を町に納めていただく。例えば企業名を言っただけでは申し訳ないですけれども、高崎市の横手に工場、今ルネサスとなっています。ああいったもう半世紀近く、昭和の頭、50年代のちょっと前から創業を開始しているような、地元に貢献するような、そういった会社に来ていただくのが望ましいと思っておりますので、もう一度企業局が販売、分譲するといえども町も相当関与して、土地は町民の地主さんが売って、分譲は企業局がするというのです。そこら辺のところをもう一度担当部局の課長さん等からお話していただきたいのですけれども、お願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

造成工事の主体として企業局が分譲していくわけなのですが、現在町に対しても企業の方からどのようなものかという話はかなり来ております。そういった意向を企業局のほうにも伝えていくということで、15ヘクタールほどですけれども、有効な企業を誘致して、玉村町に雇用の創出を図れることが一番で、税収もアップしていくということで、企業局ととにかく連携して進めていきたいと考えています。

なお、今現在一般競争入札で大きな造成工事を4本発注しているところで、今週の3月11日に開札になる予定で動いております。分譲は令和5年以降、企業さんのほうへということで進めていきます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） これは、物が見えてきまして、令和4年度に造成工事が始まりますと非常に目に見えてきまして、町民の方もどんなものができるのだろうかとか、どういう会社が来るのだろうかとか、大変関心を持ってきますものですから、これから関心を持って、私個人としても、議会としても関与できるものはさせていただいて、安定的ないい会社が玉村町に来ていただけるように努力、私も個人的にも関心を持っていきたいと思ひますし、執行部のほうからも説明を求めていきたいと思ひます。

あと10分しかないものですから、次に行かせていただきます。主権者教育の推進について、教育長と書記長からご回答いただきまして、お話をそれについてさせていただきます。根拠は、教育基本法の14条のこととか、新学習指導要領のこと、それから書記長のほうからは公職選挙法についての根拠をお示しいただきまして、国のほうも主権者教育については制度を変えたり、例えば改正民法が来月4月1日施行ということで、高校3年生を含めた18歳と19歳が成人年齢を引き下げられて大人になると。社会における責任は非常に重くなるわけですから、総務省側としても公職選挙法において既に今回参議院選挙が夏行われる6年前のたしか参議院選挙のときが初めての成人年齢引下げに伴う第1回の国政選挙での投票であったのかなと思ひますので、18歳以上に引き下げたときの。国政選挙、それを見ていると投票率が下がっているというふうな事。それから、片や新学習指導要領も教育長から説明がありましたけれども、いよいよこの4月からはたしか高等学校のほうで公共というような授業が始まって、本格的にもっと政治とか教養とか政治活動とか、その辺のもっとシビアな問題についても取り組んでいくこと。その前段階として、令和2年度から新学習指導要領に基づきまして小学校、中学校で段階的に順次完全実施されてきた内容のことであるというふうに理解しておりますけれども、一番問題なのは政治的中立性とか、そういうところ、あと政党に偏らないとか、そこを

担保しながら、かといって、こういうふうな難しい問題はあまり触れないで、子供たち、児童、生徒にお話するとすると、どちらかという逃げのような部分でちょっと際物ですので、教材とか教員研修はというのをお聞きしたのですけれども、私の印象といたしますとやっぱりかなりこの辺のところの学校現場での指導は難しいかなと思っていますので、もう一度具体的なそこを踏まえた上での取組をお聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 主権者教育に関しましては、選挙であるとか、あるいは有権者、投票ということも1つの主権者教育の一環だろうというふうに思っておりますけれども、小中学校段階におきましては特にそこに視点を当てることなく、先ほど申し上げましたように、社会の一員であるという自覚と意識を子供たちが持つということが最も大事なことだというふうに思います。

これは、もう小学校に限らず、就学前の段階から、幼稚園の段階から意識をさせたり、あるいは意識して指導したりということが必要になってくると思います。例えば幼稚園では、遊びを通した身の回りの出来事に関心を持つ、小学校段階では身の回りや学校、地域の出来事等に関心を持つ、中学校段階になりましたら地域や社会の出来事などに関心を持つと、そういった意識を持たせることで将来の主権者として育っていくのではないかなというふうに思います。

また、選挙ということも当然学ぶこともあります。特に中学校3年生の社会科、公民的分野ですけれども、ちょうど昨年10月の3日に町議選がありました。10月の31日に衆院選がありました。実際に両中学校において選挙ということで特化して社会科の授業を実施してもらいました。1つの中学校は、複数の候補者の公約をネットで調べて、それを比較したり、その公約について自分の意見をまとめたりしました。また、もう一方の中学校では、18歳に選挙権、投票することになると、3年後にもう投票するのだということで、実際に民主主義と選挙の関係を学んで、実際に生徒会選挙を将来取り入れられるであろう電子投票で実施したということで、直接的に社会科の授業で選挙を扱った事例もございます。いずれにしても、一言で言えば、子供のときから社会に関心を持たせたいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 今教育長の答弁を聞きまして、昨年の10月3日に行われました町議会議員選挙の候補者の公約等も、いろんな政党に配慮しながら教育現場で授業の教材として扱われたというようなことをお聞きしまして、私はかなり進んでいるのかなというふうに思います。

なぜかといいますと、実は1969年ですから、昭和44年ですか、文部省の初等中等教育局長通知の中で、政治活動については生々しい論争的問題を含む具体的な政治的事象について取扱いに留意すべきというふうな通達が出ておりました。ですけれども、平成27年、2015年通知では政治活

動については成人年齢は引下げになって18歳以上の生徒が有権者になることを受けて、政治活動では期待されなかったのですけれども、前の通達では、期待されるに大きく展開をされまして、取扱いに注意すべきとされていたものが、これは取扱い注意事項から重要事項になったというふうなことで、きちんとした根拠を持って学校現場で指導が、教育が行われるというふうなことで、私はまさにそういうふうな事例を挙げての教材研究、授業というふうなものが取り組まれているということは、非常に玉村町は主権者教育について、当たり前と言えども、かなり際物ですけれども、やっているなというふうな気がいたしました。

何かちょっと私の感想がおかしければ、まだ3分ありますから教えていただきたいのですけれども、ということととにかく私も県庁のほうで選挙の関係の仕事をしていましたけれども、投票率はどんどん下がる一方です。高校3年生の中に、誕生日の関係で18歳の選挙権を得て部活をやっている、今日は期日前投票へ行ってから、部長、ちょっと早く帰るねなんて、期日前投票はまだ誕生日を来なければびんと来ないのです。それがだんだん投票率が下がってきて、だからさっき誰かが言っていましたけれども、玉村高校が100周年の事業を迎えるというふうなこともありますから、あーいった高校で役場の中で期日前投票をやっているのはもちろんですけれども、高等学校の現場を使って投票箱を置くとか、もう置いているのでしょうか、投票所として。私は分からないのですけれども、そういう具体的な目で見せてあげることは大切かなと思います。ということで、ちょっとこの辺の問題は難しい問題なのですけれども、町長、何か意見ございますか。よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私も議会にいたときに主権者教育というもの、というのはアメリカでは大統領選の予備選をやっているのです、若者が。それで、あとはスウェーデンでは子供たちがいろんなスマホを使ったり、日本だとスマホだといろんな有害情報をカットしてというのだけれども、いいところをこういう時代なのだとということで、いろんな形で社会と生活、政治のつながりというものを若い人に追いつけると。

それで、一番問題は、問題なのというか、象徴的なのは、若者の投票率が低いと、政府の若者政策が怠慢になるということなのです。だから、大統領選の予備選をアメリカでやると、若者が予備選である程度の投票率があるとすると、こういう政策をしたいのだということになると、大人たちも大統領選で若者政策に持っていくということ。だから、どうしても日本は高齢者のほうが投票率は高いので、高齢者政策に向いてしまうのではないか。だから、本当の未来に生きる子供たちがもう少し政治と社会に関心を持つという状況をつくっていくということは、やはり未来を担保するものだと思いますので、そういう意味での主権者教育というのは非常に大事だと思っています。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） もう時間が来ましたので、あとの2つの項目につきましては私も逆にいいお話を受けた部分があって、改善されるべきものがあったかというふうに何点かありましたので、引き続き町当局でご検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君） 以上で一般質問を終了いたします。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、明日3月9日水曜日から3月15日火曜日までの7日間は休会といたします。

なお、3月16日水曜日は午後2時30分から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時15分散会